

福岡県公報

令和 4 年 4 月 22 日
第 293 号

目 次

告 示 (第386号 - 第407号)

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に
基づく介護補償の額の一部改正 (総務事務厚生課) 3
- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に
基づく介護補償の額 (総務事務厚生課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 福岡県営都市公園に係る使用料の徴収事務の委託
(教育庁文化財保護課) 4
- 「福岡県の希少野生生物 - 福岡県レッドデータブック」の販売代金
の収納の事務の委託 (自然環境課) 4
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更
(保護・援護課) 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 6
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 6
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 6
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更

- (保護・援護課) 7
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) 7
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 7
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 8
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)の変更
(保護・援護課) 8
- 福岡県営住宅退去者滞納家賃回収業務委託に係る委託契約の告示
(県営住宅課) 9
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 9

公 告

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項変更に係る公示について
(住宅計画課) 9
- 地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表
(労働政策課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) 10
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項変更に係る公示について
(住宅計画課) 11
- 落札者等の公示 (税 務 課) 11
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (生活衛生課) 11
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) 12
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課) 12
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) 12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 12

選挙管理委員会

○令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職
の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 (行財政支援課) ……………12

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) ……………47

労働委員会

○福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について
(労働委員会事務局調整課) ……………64

告 示

福岡県告示第386号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森
林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
宮若市宮田字笠城1890の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字笠城1890の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水
産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第387号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森
林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市桑野字千東野2166の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字千東野2166の2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水
産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第388号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森
林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字榊田字糞ノ宮70（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第389号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字添田字岩石山2532の39から2532の41まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩石山2532の39から2532の41まで（以上 3 筆について次の図に示す部分に限

る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第390号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額（令和 3 年 4 月福岡県告示第464号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

「令和 3 年 4 月 1 日以後」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に改める。

福岡県告示第391号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和43年福岡県条例第 4 号。以下「条例」という。）第 9 条の 2 の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、令和 4 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償について適用する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

条例第 9 条の 2 の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が171,650円を超えるときは、171,650円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が75,290円以下であるときに限る。)	月額75,290円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が85,780円を超えるときは、85,780円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が37,600円以下であるときに限る。)	月額37,600円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

福岡県告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女春香線	朝倉市杷木松末1170番先から朝倉市杷木松末8番先まで

福岡県告示第393号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
朝倉	県道	甘木田丸線	前	朝倉市小田1657番先から朝倉市小田1658番1先まで	7.8 ～ 10.5	26.0
			後	朝倉市小田1657番先から朝倉市小田1658番1先まで	10.3 ～ 12.2	26.0

福岡県告示第394号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県営都市公園に係る使用料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

施設の名称	指定管理者		委託期間
	所在地	名称	
旧福岡県公会堂貴賓館	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	株式会社日比谷花壇	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

福岡県告示第395号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-」、「福岡県の希少野生生物-福岡県

レッドデータブック2011－普及版」、 「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

委託先	所在地	委託期間
川茂株式会社	東京都千代田区三番町24-3 三番町MYビル	令和4年4月1日から 令和5年2月28日まで
政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号	令和4年4月1日から 令和5年2月28日まで
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目23番5号	令和4年4月1日から 令和5年2月28日まで
タカミヤ・里山・エックス共同事業体	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号	令和4年4月1日から 令和5年2月28日まで
一般財団法人福岡市市民の森協会	福岡市南区大字桧原855番地4	令和4年4月1日から 令和5年2月28日まで
合名会社みやはら書店	直方市殿町8番26号	令和4年4月1日から 令和5年2月28日まで

福岡県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
行居173	ライズ行橋ヘルパーステーション	行橋市宮市町4-37 松川アパート102	R4・4・1	訪介・予訪介

春支36	グループホームさわやかテラス春日	春日市須玖南一丁目91番地	R4・3・1	認共・予認共
福津居106	ふれあい介護ステーション福津	福津市津屋崎三丁目9-18 セジュール天神102	R4・4・1	訪介・一号訪
像支67	デイサービス悠里	宗像市石丸一丁目3番1号	R4・3・1	地通介・一号通

福岡県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更及び名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野介薬88	クローバー薬局 上大利店	大野城市上大利五丁目15-17-1	大野城市上大利五丁目15-7-1	H31・1・1
大介訪6	訪問看護ステーション「スマイル」	大牟田市明治町二丁目16-4	大牟田市明治町三丁目7-3	R4・1・24
田居182	訪問看護ステーションリアン	田川市千代町8-4 (丸の内ビル3階)	田川市大字伊加利915番地2	R4・1・1
像支36	ほくとケアプラン	宗像市石丸三丁目4-18 レジデンス福岡128号	宗像市三郎丸一丁目1-37	R2・5・1

2 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
京居158	ビュートゾルフみやこ訪問看護ステーション	みやこ訪問看護ステーション	京都郡みやこ町国作608-3	R4・4・1

粕居222	デイサービス優しい華	デイサービス明道館	糟屋郡須恵町大字植木字四王田499-6	R 4 ・ 4 ・ 1
-------	------------	-----------	---------------------	-------------

福岡県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
行介薬86	かわかみ薬局 福祉医療の里店	行橋市東泉五丁目1-17	R 4 ・ 2 ・ 28
八女居25	グループホーム陽だまりの家	八女市高塚212	R 4 ・ 3 ・ 31
春居13	デイサービスセンター春日	春日市春日原南町二丁目27-2	R 4 ・ 3 ・ 31
八女居48	小規模多機能型居宅介護陽だまり倶楽部	八女市高塚212	R 4 ・ 3 ・ 31

福岡県告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
像生158	医療法人社団春陽会渡辺整形 外科医院	宗像市稲元四丁目9-25	R 4 ・ 2 ・ 1
大野生150	博多心臓血管病院附属総合ク リニック	大野城市乙金二丁目9番6号	R 4 ・ 4 ・ 1
大野生151	さたけこども発達クリニック	大野城市東大利二丁目3番1 号 サンアトラスV101号	R 4 ・ 4 ・ 1
那珂生7	いけだ内科クリニック	那珂川市片縄東一丁目21番23 号	R 4 ・ 4 ・ 1
直生165	ていーだクリニック整形外科	直方市大字感田1872番地7	R 4 ・ 4 ・ 1
宰生歯55	おおた歯科クリニック	太宰府市大佐野三丁目1番52 号	R 4 ・ 3 ・ 1
糸島地生歯60	すえつぐ歯科医院	糸島市加布里一丁目43-5	R 4 ・ 4 ・ 25
南筑後生歯12	医療法人 やました歯科	八女郡広川町大字広川1349- 1	R 4 ・ 3 ・ 1
大野生薬94	リライ薬局 大野城乙金店	大野城市乙金二丁目9-7	R 4 ・ 4 ・ 1
那珂生薬4	白寿堂薬局 福岡南店	那珂川市片縄東一丁目21-20	R 4 ・ 4 ・ 1
行生薬90	かわかみ薬局 福祉医療の里 店	行橋市東泉五丁目1-17	R 4 ・ 3 ・ 1
春生訪14	訪問看護ステーションココエ ル 昇町	春日市昇町五丁目33	R 4 ・ 3 ・ 1
飯生訪31	ひかり訪問看護ステーション	飯塚市西徳前13-6	R 4 ・ 4 ・ 1
飯生訪30	訪問看護ステーションせらび	飯塚市鯉田2278-1 ブルー マリヌC-102	R 4 ・ 4 ・ 1
宗遠生訪13	パステル訪問看護ステーショ ン	遠賀郡岡垣町東松原一丁目12 -9 クロスロードII 2号	R 4 ・ 4 ・ 1

福岡県告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像生53	渡辺整形外科医院	宗像市稲元四丁目9-25	R4・1・31
直生81	高尾クリニック	直方市大字上頓野2606-10	R4・2・28
行生133	医療法人博邦会 きむらクリニック	行橋市大橋三丁目5番1号	R4・2・28
宰生歯37	おおた歯科クリニック	太宰府市大佐野三丁目1-52	R4・2・28
南筑後生歯1	やました歯科医院	八女郡広川町大字広川1349-8	R4・2・28
行生薬86	かわかみ薬局 福祉医療の里店	行橋市東泉五丁目1-17	R4・2・28

福岡県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
京生訪14	ビュートゾルフみやこ訪問看護ステーション	みやこ訪問看護ステーション	京都郡みやこ町国作608-3	R4・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	----	------	------	-------

粕生薬142	美咲薬局	糟屋郡新宮町美咲二丁目8番5号コスモスBLD. 5 201号	糟屋郡新宮町美咲二丁目6-8	R4・3・7
大野生薬88	クローバー薬局 上大利店	大野城市上大利五丁目15-17-1	大野城市上大利五丁目15-7-1	H31・1・1
大生訪6	訪問看護ステーション「スマイル」	大牟田市明治町二丁目16-4	大牟田市明治町三丁目7-3	R4・1・24
田生訪13	訪問看護ステーション リアン	田川市千代町8-4丸の内ビル3F	田川市大字伊加利915番地2	R4・1・1
京生訪5	つくし訪問看護ステーション	京都郡苅田町大字尾倉3843-7	京都郡苅田町大字新津1597番地	R4・2・1

福岡県告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
筑紫生歯79	Y&Y歯科クリニック	筑紫野市原田八丁目1-10	R4・3・31

福岡県告示第403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
筑紫生柔89	清水 誠 (誠整骨院)	筑紫野市二日市中央二丁目 4-6	R 4・3・18
筑紫生柔90	藤岡 大介 (誠整骨院)	筑紫野市二日市中央二丁目 4-6	R 4・3・18
福津生柔56	松永 誠史 (にじいろ接骨院 福津院)	福津市中央四丁目 3-13	R 3・12・17
福津生柔57	今村 竜大 (にじいろ接骨院 福津院)	福津市中央四丁目 3-13	R 3・12・17
飯生はき35	浦田 華澄 (からだ元気治療院 飯塚・桂川店)	飯塚市立岩1431-1	R 4・3・1
田生はき14	無敵 一将 (はろうず整骨院)	田川市大字伊田385-2	R 4・4・1

福岡県告示第404号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の 3 (法第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
小生柔38	鐘ヶ江 祐貴 (堺整骨院 小郡院)	小郡市小坂井118-1	R 4・3・1
像生柔89	野瀬 康城 (なかし接骨院)	宗像市日の里一丁目22-7	R 4・3・23
像生柔102	水江 弘太 (堺整骨院 宗像本院)	宗像市栄町13-4	R 4・3・1
像生柔113	中島 聡 (なかし接骨院)	宗像市日の里一丁目22-7	R 4・3・22

福岡県告示第405号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名 (名称) の変更の届出があったので、生活保護法第55条の 3 (法第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名 (名称) の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
大野生マ14	岡本 克朗 OFA療養サポートセンター 大野城市中三丁目15-12	岡本 克朗 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4・4・1
大野生マ17	桜井 善夫 (OFA療養サポートセンター) 大野城市中三丁目15-12	桜井 善夫 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4・4・1
大野生マ19	木下 美代子 OFA療養サポートセンター 大野城市中三丁目15-12	木下 美代子 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4・4・1
大野生マ20	山口 浩二 OFA療養サポートセンター 大野城市中三丁目15-12	山口 浩二 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4・4・1
大野生マ22	吉永 利英子 OFA療養サポートセンター 大野城市中三丁目15-12	吉永 利英子 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4・4・1
大野生マ25	米田 昭仁 OFA療養サポートセンター 大野城市中三丁目15-12	米田 昭仁 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4・4・1
大野生マ27	前村 哲也 OFA療養サポートセンター 大野城市中三丁目15-12	前村 哲也 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4・4・1
大野生マ47	古賀 美咲 (OFA療養サポートセンター) 大野城市中三丁目15-12	古賀 美咲 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4・4・1

大野生マ49	篠崎 久美 (OFA療養サポートセンター) 大野城市中三丁目15-12	篠崎 久美 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4 ・ 4 ・ 1
大野生マ50	緒方 啓彦 (OFA療養サポートセンター) 大野城市中三丁目15-12	緒方 啓彦 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4 ・ 4 ・ 1
大野生はき20	前村 哲也 OFA療養サポートセンター 大野城市中三丁目15-12	前村 哲也 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4 ・ 4 ・ 1
大野生はき21	吉永 利英子 OFA療養サポートセンター 大野城市中三丁目15-12	吉永 利英子 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4 ・ 4 ・ 1
大野生はき22	米田昭仁 OFA療養サポートセンター 大野城市中三丁目15-12	米田 昭仁 (訪問マッサージ ハートナー) 大野城市中三丁目15-12	R 4 ・ 4 ・ 1

福岡県告示第406号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 N T S 総合弁護士法人
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

福岡県告示第407号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	501	福岡市中央区天神四丁目7-17 株式会社シンコー	福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 福岡市博多区役所内	令和 4 年 4 月 18 日

旧事項	501	福岡市中央区天神四丁目7-17 株式会社シンコー	福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号
-----	-----	-----------------------------	---------------------

公 告

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成19年法律第112号) 第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
株式会社ホームアシスト福岡	支援法人の住所	久留米市宮ノ陣四丁目29番11号	久留米市津福本町636-1-405号	令和 4 年 3 月 22 日
	支援業務を行う事務所の所在地	久留米市宮ノ陣四丁目29番11号	久留米市津福本町636-1-405号	令和 4 年 3 月 22 日

公告

地域雇用開発促進法 (昭和62年法律第23号) 第5条第5項の規定に基づき、福岡県福岡西地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

(「次のとおり」は省略し、当該計画書を福岡県福祉労働部労働局労働政策課において縦覧に供する。)

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36

条第3項の規定により公告する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市青柳4067番16並びに字沖田849番2、850番2並びに字アバラタ863番1及び863番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市青柳862番地2

社会福祉法人雅の児会

理事長 洪田 雅信

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年4月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称)SVH福岡東店 糟屋郡志免町別府北二丁目7番1外	スーパービバホーム福岡東店 糟屋郡志免町別府北二丁目7番1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊 修 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本 晴彦 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年4月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称)ビバモール東水巻 遠賀郡水巻町吉田南五丁目600番1外	ビバホーム東水巻 遠賀郡水巻町吉田南五丁目600番1外

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和 4 年 4 月 5 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ビバモール赤間
 - (2) 所在地 宗像市大字田久字鍵分642-1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ビバホーム 代表取締役 渡邊 修 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本 晴彦 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ビバホーム 代表取締役 渡邊 修 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号 外9者 その他未定	株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本 晴彦 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号 外10者

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から名称の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日

一般社団法人 幸会	支援法人の名称	一般社団法人 幸会	一般社団法人 幸舍	令和 4 年 1 月 8 日
--------------	---------	--------------	--------------	----------------

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
税務電算処理システム運用管理等業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社 B C C
 - (2) 住所
福岡市中央区六本松二丁目12番19号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
57,640,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条 1(c)(i)に該当

公告

福岡県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和4年4月22日から令和4年5月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人嘉穂郡社会福祉協会	嘉麻市漆生字東西浦2338番地の1	嘉麻市漆生字東西浦2338番地の1	令和4年4月12日

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特約業者の氏名又は名称

小倉興産エネルギー株式会社

2 主たる事務所又は事業所の所在地

北九州市小倉北区高浜一丁目5番27号

3 特約業者の指定取消年月日

令和4年4月1日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社ルーミックス	福岡市中央区今泉一丁目11番5号	福岡市中央区今泉一丁目11番5号	令和4年4月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市井上字東山の後968番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市三沢2416番地25

森 直幹、森 真由美

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第27号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運

動に関する収支報告書が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和4年4月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第1区） 25,924,800円
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動による支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	木村拓史	日本共産党	出納責任者氏名	後藤ひとみ
第1回報告分	期間 令和3年10月1日から令和3年11月10日まで	候補者届出政党又は所属党派	報告書受理年月日	令和3年11月11日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) 日本共産党福岡東・博多地区委員会 石橋津彦子 無職 日本共産党福岡県委員会	物件屋敷事務所費 (選挙事務所費) (集会会場費) 通信費 印刷費 文具費 雑費	120,000円 50,000円 50,000円) 0円) 36,000円 27,389円 798,650円 105,000円 0円 0円 0円 4,168円
その他の寄附		
その他の収入		
今回計	1,141,207円	1,141,207円
前回計	0円	0円
総計	1,141,207円	1,141,207円

No.2

候補者氏名	坪田晋	立憲民主党	出納責任者氏名	中島京
第1回報告分	期間 令和3年8月25日から令和3年11月15日まで	候補者届出政党又は所属党派	報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) 立憲民主党	物件屋敷事務所費 (選挙事務所費) (集会会場費) 通信費 印刷費 文具費 雑費	453,500円 520,518円 520,518円) 0円) 0円 73,876円 771,100円 1,010,708円 0円 40,323円 39,984円 42,469円
その他の寄附		
その他の収入		
今回計	5,000円	2,952,478円
前回計	0円	0円
総計	5,000円	2,952,478円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	80,850円
ビラの作成	196,000円
ポスターの作成	277,200円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	109,560円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	13,200円
計	884,778円

No.3

候補者氏名	坪田 晋	所属党派	立憲民主党	出納責任者氏名	中島 京
第2回報告分	令和3年11月16日から令和3年11月30日まで	候補者届出政党又は所属党派		報告書受理年月日	令和3年11月30日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	(寄附額)	支入家	出件屋 (選挙事務所費 (集会会場費 信通刷具糧泊	費用 費用 費用 費用 費用 費用 費用 費用 費用 費用 計 計 計	0円 82,521円 0円) 82,521円) 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 82,521円 2,952,478円 3,034,999円
その他の寄附			通交印広文食休雑		費用	0円
その他の収入			今前総	回回	計計計	0円 82,521円 0円) 82,521円) 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 82,521円 2,952,478円 3,034,999円
今前回計		0円	今前総	回回	計計計	0円 82,521円 0円) 82,521円) 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 82,521円 2,952,478円 3,034,999円
前回計		5,005,000円	今前総	回回	計計計	0円 82,521円 0円) 82,521円) 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 82,521円 2,952,478円 3,034,999円
総計		5,005,000円	今前総	回回	計計計	0円 82,521円 0円) 82,521円) 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 82,521円 2,952,478円 3,034,999円

No.4

候補者氏名	坪田 晋	所属党派	立憲民主党	出納責任者氏名	中島 京
第3回報告分	令和3年12月1日から令和3年12月16日まで	候補者届出政党又は所属党派		報告書受理年月日	令和3年12月16日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	(寄附額)	支入家	出件屋 (選挙事務所費 (集会会場費 信通刷具糧泊	費用 費用 費用 費用 費用 費用 費用 費用 費用 費用 計 計 計	0円 0円 0円) 0円) 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 397,100円 0円 0円 0円 7,975円 405,075円 3,034,999円 3,440,074円
その他の寄附			通交印広文食休雑		費用	0円
その他の収入			今前総	回回	計計計	0円 0円 0円) 0円) 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 397,100円 0円 0円 0円 7,975円 405,075円 3,034,999円 3,440,074円
今前回計		0円	今前総	回回	計計計	0円 0円 0円) 0円) 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 397,100円 0円 0円 0円 7,975円 405,075円 3,034,999円 3,440,074円
前回計		5,005,000円	今前総	回回	計計計	0円 0円 0円) 0円) 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 397,100円 0円 0円 0円 7,975円 405,075円 3,034,999円 3,440,074円
総計		5,005,000円	今前総	回回	計計計	0円 0円 0円) 0円) 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 397,100円 0円 0円 0円 7,975円 405,075円 3,034,999円 3,440,074円

No.5

候補者氏名	山本剛正	候補者届出政党又は所属党派	日本維新の会	出納責任者氏名	大塚伸一
第1回報告分	期間	令和3年10月9日から令和3年11月15日まで		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入	支入	出件	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)	件屋	420,000円
富永芳宗	100,000円	(選挙事務所費)	44,610円
日本維新の会	3,000,000円	(集会会場費)	44,610円
榊床伸二	300,000円	信通	0円
西本良一	100,000円	刷費	0円
石川有香	100,000円	刷費	8,550円
小川大介	50,000円	刷費	1,892,650円
田中良	30,000円	刷費	778,916円
倉本潔彦	30,000円	刷費	1,348円
田村洪介	30,000円	刷費	84,490円
	30,000円	刷費	0円
その他の寄附	10,000円	刷費	49,764円
その他の収入	1件	刷費	
今回	3,750,000円	計	3,280,328円
前回	0円	計	0円
総計	3,750,000円	計	3,280,328円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,146,800円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	109,828円
	選挙運動用自動車等の立札及びび看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及びび看板の類の作成	0円
	計	2,210,446円

No.6

候補者氏名	井上貴博	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	大谷明治
第1回報告分	期間	令和3年10月15日から令和3年10月31日まで		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入	支入	出件	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)	件屋	540,000円
自由民主党福岡県第一選挙区支部	10,336,750円	(選挙事務所費)	419,623円
井上貴博後援会	136,750円	(集会会場費)	416,623円
井上ひろゆき後援会	136,750円	信通	3,000円
		刷費	0円
		刷費	185,653円
		刷費	1,684,850円
		刷費	605,884円
		刷費	13,588円
		刷費	196,681円
		刷費	0円
		刷費	317,158円
その他の寄附	10,610,250円	計	3,963,437円
その他の収入	0円	計	0円
今回	10,610,250円	計	3,963,437円
前回	0円	計	0円
総計	10,610,250円	計	3,963,437円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	939,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	109,828円
	選挙運動用自動車等の立札及びび看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及びび看板の類の作成	119,175円
	計	2,121,821円

No.7

候補者氏名	井上貴博	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	大谷明治
第2回報告分	期間	令和3年11月16日から令和3年11月30日まで		報告書受理年月日	令和3年11月30日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件屋費 (選挙事務所費)	出納責任者氏名	明 治
人			費		30,000円
家			費		1,586,156円
			費		0円)
			費		1,586,156円)
			費		0円
			費		15,760円
			費		0円
			費		3,168,655円
			費		0円
			費		0円
			費		114,675円
計			計		4,915,246円
前回		0円	回		3,963,437円
計		10,610,250円	回		8,878,683円
計		10,610,250円	計		
総			計		

No.8

候補者氏名	井上貴博	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	大谷明治
第3回報告分	期間	令和3年12月1日から令和3年12月27日まで		報告書受理年月日	令和3年12月27日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件屋費 (選挙事務所費)	出納責任者氏名	明 治
人			費		0円
家			費		42,900円
			費		42,900円)
			費		494,318円
			費		196,081円
			費		0円
			費		0円
			費		0円
			費		0円
			費		0円
			費		0円
計			計		733,299円
前回		0円	回		8,878,683円
計		10,610,250円	回		9,611,982円
計		10,610,250円	計		
総			計		

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第2区） 25,861,000 円
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	新開 崇司	候補者届出政党又は所属党派	日本維新の会	出納責任者氏名	新開 崇司
第1回報告分	期間	令和3年10月6日から令和3年11月10日まで		報告書受理年月日	令和3年11月12日

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) 日本維新の会 新聞たかし後援会 阪口 亘	物件屋敷費 (選挙事務所費) (集会会場費) 通信費 通交費 印刷費 広告費 文食費 文具費 雑費
(寄附額) 3,000,000 円 81,000 円 100,000 円	545,000 円 69,600 円 69,600 円) 0 円) 9,600 円 3,360 円 1,103,500 円 1,064,653 円 13,697 円 75,347 円 76,700 円 62,368 円
その他の寄附	計
その他の収入	計
今回	今回
前回	前回
計	計
計	計
総計	総計
3,181,000 円	3,023,825 円
0 円	0 円
3,181,000 円	3,023,825 円

項目	金額
選挙運動用通常票書の作成	196,000 円
ビラの作成	308,000 円
ポスターの作成	484,000 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計	1,195,968 円

支出のうち公費負担相当額

No.2

候補者氏名	鬼木 誠	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	平山 康樹
第1回報告分	期間	令和3年7月21日から令和3年11月13日まで		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	出件屋 (選挙事務所費)	1,085,000 円
福岡商工連盟	(集合会場費)	3,412,261 円
日本商工連盟	信通	1,988,651 円
自由民主党福岡県支部連合会	印刷	1,423,610 円
自由民主党	広告	164,508 円
福岡県トラック事業政治連盟	文具	1,008,762 円
日本齒科医師連盟	食糧	1,299,629 円
福岡県歯科医師連盟	雑	3,765,170 円
旅館ホテル政経懇話会		167,499 円
福岡県薬剤師連盟		286,403 円
会社員		274,865 円
杉原 佳英		258,968 円
自由民主党東京都参議院比例区78支部		
会社員		
坂部 了一		
日本医師連盟		
全国たばこ販売政治連盟		
福岡市薬剤師連盟		
河野 吉治		
日本眼科医連盟		
八谷 俊朗		
その他の寄附		
その他の収入		
11件		
計	計	11,723,065 円
前回	前回	0 円
計	計	11,723,065 円
前回		
計		

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
ビラの作成	434,000 円
ポスターの作成	560,000 円
選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	105,600 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	208,000 円
個人演説会 の立札及び看板の類の作成	145,200 円
計	1,715,300 円

No.3

候補者氏名	鬼木 誠	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	平山 康樹
第2回報告分	期間	令和3年11月15日から令和3年12月6日まで		報告書受理年月日	令和3年12月8日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	出件屋 (選挙事務所費)	0 円
日本公認会計士政治連盟	(集合会場費)	0 円
(寄附額)	信通	0 円
100,000 円	印刷	0 円
	広告	0 円
	文具	0 円
	食糧	196,142 円
	雑	0 円
その他の寄附		0 円
その他の収入		0 円
計	計	196,142 円
前回	前回	11,723,065 円
計	計	11,919,207 円
前回		
計		

No.4

候補者氏名	鬼木 誠	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	平山 康樹
第3回報告分	期間 令和3年12月7日から令和3年12月17日まで			報告書受理年月日	令和3年12月22日

収入				出件			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		屋敷費		0円	
				(選挙事務所費)		222,530円	
				(集会会場費)		0円	
				通信費		222,530円	
				印刷費		0円	
				広告費		0円	
				文具費		0円	
				食料費		0円	
				雑費		0円	
その他の寄附			0円	燃料費		550円	
その他の収入				回収			223,080円
今回		11,340,000円		前回			11,919,207円
前回				合計			12,142,287円
総計		11,340,000円					

No.5

候補者氏名	稲富 修二	候補者届出政党又は所属党派	立憲民主党	出納責任者氏名	稲富 修二
第1回報告分	期間 令和3年7月29日から令和3年11月12日まで			報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入				出件			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		屋敷費		720,000円	
				(選挙事務所費)		828,922円	
				(集会会場費)		663,862円	
				通信費		0円	
				印刷費		159,381円	
				広告費		878,020円	
				文具費		2,331,793円	
				食料費		63,457円	
				雑費		31,238円	
その他の寄附			25,000円	燃料費		115,814円	
その他の収入	3件			回収			5,128,625円
今回		5,885,000円		前回			0円
前回		0円		合計			5,128,625円
総計		5,885,000円					

項目	金額
選挙運動用通常業書の作成	105,490円
ビラの作成	231,000円
ポスターの作成	437,250円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	158,180円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	208,000円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,000円
計	1,337,920円

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第3区） 25,768,900 円
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	古賀	賀	期	自	由	民	主	党	出	納	責	任	者	氏	名	関	根	裕	之	
第1回報告分	古賀	賀	期	自	由	民	主	党	出	納	責	任	者	氏	名	関	根	裕	之	
	令和3年10月1日から令和3年11月8日まで																			令和3年11月15日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) 古賀あつし後援会 自由民主党福岡県第三選挙区支部 藤政会 自由民主党福岡県支部連合会	人 家 通 交 印 文 広 文 食 休 雑 計 計 計	1,526,325 円 2,569,596 円 832,416 円) 1,737,180 円) 198,000 円 288,176 円 1,433,906 円 3,641,329 円 3,747 円 216,378 円 0 円 56,785 円 9,934,242 円 0 円 9,934,242 円
その他の寄附 その他の収入	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 計 計 計 計	533,000 円 (寄附額) 7,416,716 円 76,000 円 200,000 円 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 計 計 計 計
今 前 総	今 前 総	8,225,716 円 0 円 8,225,716 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	137,550 円
ビラの作成	315,000 円
ポスターの作成	844,800 円
選挙事務所 の 立 札 及 び 看 板 の 類 の 作 成	109,828 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会 の 立 札 及 び 看 板 の 類 の 作 成	119,175 円
計	1,734,321 円

No.2

候補者氏名	古賀	賀	期	自	由	民	主	党	出	納	責	任	者	氏	名	関	根	裕	之	
第2回報告分	古賀	賀	期	自	由	民	主	党	出	納	責	任	者	氏	名	関	根	裕	之	
	令和3年11月9日から令和3年12月7日まで																			令和3年12月15日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) 自由民主党福岡県第三選挙区支部 古賀あつし後援会	人 家 通 交 印 文 広 文 食 休 雑 計 計 計	0 円 0 円 0 円) 82,575 円) 77,000 円 0 円 0 円 0 円 0 円 72,706 円 82,575 円 51,205 円 206,486 円 8,225,716 円 8,432,202 円
その他の寄附 その他の収入	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 計 計 計 計	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 計 計 計 計
今 前 総	今 前 総	232,281 円 9,934,242 円 10,166,523 円

No.3

候補者氏名	山内 康一	所属党派	立憲民主党	出納責任者氏名	清水 舞
第1回報告分	令和3年9月25日から令和3年11月15日まで	期間	令和3年11月15日まで	報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

立憲民主党本部

全日本分権自治フォーラム

支出

件

屋

(選挙事務所費

(集会会場費

通信

印刷

広告

文具

食糧

雑

回

計

前

計

総

390,000 円
 630,890 円
 511,500 円)
 119,390 円)
 0 円
 206,500 円
 1,921,746 円
 2,283,264 円
 66,000 円
 148,029 円
 0 円
 41,258 円
 5,687,687 円
 0 円
 5,687,687 円

(寄附額)
 5,000,000 円
 50,000 円

その他の寄附

その他の収入

今回

計

計

計

5,050,000 円

0 円

5,050,000 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
ビラの作成	476,000 円
ポスターの作成	1,164,216 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	109,800 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,600 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計	2,220,116 円

支出のうち公費負担相当額

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第4区） 24,657,400 円
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動による支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	竹内 信昭	所属党派	民主党	出納責任者氏名	宮成 保
第1回報告分	期間 令和3年10月13日から令和3年11月5日	候補者届出政党又は所属党派		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入	支出	差
主たる寄附 (氏名・団体名) たけうち信昭後援会 社会民主党九州ブロック協議会 社会民主党福岡県連合 社会民主党全国連合	出件屋 (選挙事務所費) (集会会場費) 通信費 印刷費 広告費 文具費 雑費	2,040,000 円 300,000 円 300,000 円) 0 円) 121,410 円 47,566 円 1,203,600 円 692,750 円 29,918 円 116,523 円 0 円 22,880 円
その他の寄附	交印広文食休雑	
その他の収入	今前回計	5,426,000 円
	前回計	0 円
	総計	5,426,000 円

No.2

候補者氏名	宮内 秀樹	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	浩 春
第1回報告分	期間 令和3年8月23日から令和3年11月10日まで	候補者届出政党又は所属党派		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入	支出	差
主たる寄附 (氏名・団体名) 自由民主党福岡県第四選挙区支部 自由民主党福岡県支部連合会	出件屋 (選挙事務所費) 通信費 印刷費 広告費 文具費 雑費	960,000 円 4,628,968 円 4,610,578 円) 18,390 円) 108,900 円 132,666 円 1,820,770 円 787,566 円 69,238 円 154,488 円 61,800 円 420,197 円
その他の寄附	交印広文食休雑	
その他の収入	今前回計	9,144,593 円
	前回計	0 円
	総計	9,144,593 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	227,500 円
ビラの作成	453,600 円
ポスターの作成	1,139,670 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	208,000 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
計	2,028,770 円

支出のうち公費負担当額

No. 3

候補者氏名	宮内 秀樹	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	合 屋 浩 寿
第2回報告分	期間 令和3年11月11日から令和3年11月30日まで	候補者届出政党又は所属党派		報告書受理年月日	令和3年12月2日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

自由民主党福岡県第四選挙区支部

(寄附額)
400,000 円

支 人 家

出 件 屋

(選挙事務所費
(集合同会場費

信 通 費

交 刷 費

印 告 費

広 具 費

文 具 費

食 糧 費

休 泊 費

雑 費

その他の寄附

その他の収入

今 回 計

前 回 計

総 計

226,482 円

626,482 円

7,150,000 円

7,776,482 円

660,659 円

9,144,593 円

9,805,252 円

No. 4

候補者氏名	森本 慎太郎	所属党派	立憲民主党	出納責任者氏名	松 下 泰 二
第1回報告分	期間 令和3年10月19日から令和3年10月31日まで	候補者届出政党又は所属党派		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

立憲民主党福岡県第4区総支部

(寄附額)
37,790 円

支 人 家

出 件 屋

(選挙事務所費
(集合同会場費

信 通 費

交 刷 費

印 告 費

広 具 費

文 具 費

食 糧 費

休 泊 費

雑 費

その他の寄附

その他の収入

今 回 計

前 回 計

総 計

5,000,000 円

5,037,790 円

0 円

5,037,790 円

2,129,770 円

37,790 円

98,219 円

53,843 円

0 円

1,391,482 円

0 円

83,598 円

73,860 円

11,263 円

3,879,825 円

0 円

3,879,825 円

支 出 の うち 公 費 負 担 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常業書の作成	69,300 円
	ビラの作成	181,300 円
	ホスタターの作成	168,370 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	626,938 円

No.5

候補者氏名	森本 慎太郎	所属党派	立憲民主党	出納責任者氏名	松下 泰二
第2回報告分	令和3年11月1日から令和3年12月27日まで			報告書受理年月日	令和4年1月6日

収入								
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)		(寄附額)	出件屋費				0円
		3件	8,439円	(選挙事務所費)				0円
その他の寄附				(集会会場費)				0円
その他の収入				信通費				0円
				印刷費				0円
				広告費				0円
				文具費				0円
				食糧費				0円
				雑費				0円
								8,439円
今回			8,439円	計				8,439円
前回			5,037,790円	計				3,879,825円
総計			5,046,229円	計				3,888,264円

No.6

候補者氏名	阿部 弘樹	所属党派	日本維新の会	出納責任者氏名	高宮 秀文
第1回報告分	令和3年8月16日から令和3年10月30日まで			報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入								
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)		(寄附額)	出件屋費				375,000円
日本維新の会			3,000,000円	(選挙事務所費)				0円
				(集会会場費)				0円
その他の寄附				信通費				523,719円
その他の収入				印刷費				106,166円
				広告費				2,140,050円
				文具費				1,559,138円
				食糧費				17,911円
				雑費				0円
								0円
								20,150円
今回			2,000,000円	計				4,742,134円
前回			5,000,000円	計				0円
総計			5,000,000円	計				4,742,134円

項目	金額
選挙運動用通常業書の作成	250,250円
ビラの作成	462,000円
ポスターの作成	1,141,800円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	161,700円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	2,223,718円

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第5区） 25,939,000 円
 2 公職選挙法の規定による選挙運動による支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	堤 かな	立憲民主党	伊藤 邦彦
氏名	な	党	氏名
報告区分	期間	出納責任者氏名	伊藤 邦彦
第1回	令和3年4月30日から令和3年11月15日まで	報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額	出納責任者氏名	金額
立憲民主党財務局	(職業)	(寄附額)	伊藤 邦彦	891,000 円
立憲民主党参議院比例第16総支部		5,000,000 円		3,302,263 円
立憲民主党福岡県第5総支部		30,000 円		3,077,793 円
北田 織	自営業	1,500,000 円		224,470 円
戸渡 健一	無職	200,000 円		308,561 円
窪田 和昭	直方市議会議員	50,000 円		142,679 円
森 裕子	会社員	30,000 円		1,631,770 円
		50,000 円		1,893,418 円
その他の寄附				264,534 円
その他の収入	6件	75,000 円		145,845 円
		800,000 円		0 円
今 計		7,735,000 円		8,717,066 円
前 計		0 円		0 円
総 計		7,735,000 円		8,717,066 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	178,500 円
	ビラの作成	350,000 円
	ポスターの作成	520,000 円
	選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	160,514 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会 の立札及び看板の類の作成	40,000 円
	計	1,456,982 円

No.2

候補者氏名	堤 かな	立憲民主党	伊藤 邦彦
氏名	な	党	氏名
報告区分	期間	出納責任者氏名	伊藤 邦彦
第2回	令和3年11月16日から令和3年12月31日まで	報告書受理年月日	令和3年12月1日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額	出納責任者氏名	金額
立憲民主党財務局	(職業)	(寄附額)	伊藤 邦彦	0 円
立憲民主党参議院比例第16総支部				0 円
立憲民主党福岡県第5総支部				0 円
北田 織	自営業			0 円
戸渡 健一	無職			0 円
窪田 和昭	直方市議会議員			0 円
森 裕子	会社員			0 円
その他の寄附				52,770 円
その他の収入				0 円
				0 円
今 計				0 円
前 計				0 円
総 計				94,054 円

No.3

候補者氏名	堤 かなめ	候補者届出政党又は所属党派	立憲民主党	出納責任者氏名	伊藤 邦彦
第3回報告分	令和3年12月1日から令和3年12月20日まで			報告書受理年月日	令和3年12月21日

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)	件屋費	0円
		(選挙事務所費)	0円
		(集会会場費)	0円
		信通費	0円
		刷具費	0円
		広告費	0円
		食糧費	89,956円
		雑費	0円
その他の寄附	0円	計	89,956円
その他の収入	7,935,000円	計	8,863,890円
前回	7,935,000円	計	8,953,846円
前計			
総計			

No.4

候補者氏名	原 田 義 昭	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	倉 島 守
第1回報告分	令和3年6月15日から令和3年11月1日まで			報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)	件屋費	679,000円
自由民主党福岡県第5選挙区支部	13,000,000円	(選挙事務所費)	3,552,804円
		(集会会場費)	3,552,804円
		信通費	143,384円
		刷具費	792,506円
		広告費	4,214,900円
		食糧費	2,841,410円
		雑費	9,465円
その他の寄附	7,000,000円	計	213,406円
その他の収入	20,000,000円	計	273,500円
前回	20,000,000円	計	136,506円
前計			
総計			

項目	金額
選挙運動用通常業書の作成	296,850円
ビラの作成	476,000円
ポスターの作成	1,164,216円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	2,309,776円

No.5

候補者氏名	原田義昭	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	倉島
第2回報告分	期間	令和3年11月2日から令和3年11月24日まで		報告書受理年月日	令和3年11月30日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件屋費 (選挙事務所費)	出納責任者氏名	倉島
その他の寄附			費用		0円
その他の収入			事務費		0円
			会場費		0円)
			通信費		150,952円
			印刷費		0円
			広告費		0円
			文具費		0円
			食費		0円
			雑費		0円
今回		0円	合計		150,952円
前回		20,000,000円	合計		12,856,881円
総計		20,000,000円	合計		13,007,833円

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第6区） 24,730,400 円
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	嶋山二郎	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	小澤洋介
第1回報告分	期間 令和3年9月14日から令和3年11月10日まで			報告書受理年月日	令和3年11月12日

収入	支出	金 額
主たる寄附 (氏名・団体名) 久留米市医師連盟 福岡県医師連盟 九州北部税理士政治連盟 日本商工連盟 TKC九州政経研究会 TKC全国政経研究会 全国中小企業政治協会 日本酪農政治連盟福岡県支部連合会 小澤 嘉護 会社役員 自由民主党福岡県支部連合会 福岡県歯科医師連盟 自由民主党福岡県衆議院支部 谷 澤誠 会社役員 武本 清志 会社役員 福岡県薬剤師連盟 石橋 寛 会社役員	出件屋(選挙事務所費) 通信費(集会会場費) 印刷費 広告費 食料費 雑費	1,179,750 円 3,158,684 円 2,404,572 円) 754,112 円) 0 円 1,011,790 円 1,952,100 円 621,200 円 114,261 円 199,259 円 268,000 円 461,133 円
その他の寄附	支人 家	今 前 計
その他の収入	通交印広食休	回 回 計
今 前 計	9,870,000 円	9,870,000 円
回 計	0 円	0 円
計	9,870,000 円	9,870,000 円

項目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	269,500 円
ビラの作成	476,000 円
ポスターの作成	1,158,000 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,700 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	204,000 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	197,500 円
計	2,469,700 円

No.2

候補者氏名	河野一弘	候補者届出政党又は所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	木下孝司
第1回報告分	期間 令和3年10月14日から令和3年11月11日まで			報告書受理年月日	令和3年11月12日

収入	支出	金 額
主たる寄附 (氏名・団体名) 日本共産党筑後地区委員会 高橋 明子 田中 美紀子 日本共産党福岡県委員会	出件屋(選挙事務所費) 通信費(集会会場費) 印刷費 広告費 食料費 雑費	240,000 円 200,000 円 200,000 円) 0 円) 84 円 2,680 円 865,150 円 243,370 円 36,950 円 0 円 0 円 4,095 円
その他の寄附	支人 家	今 前 計
その他の収入	通交印広食休	回 回 計
今 前 計	1,592,329 円	1,592,329 円
回 計	0 円	0 円
計	1,592,329 円	1,592,329 円

No.3

候補者氏名	田邊 徹	所属党派	立憲民主党	出納責任者氏名	網崎 順子
第1回報告分	期間	令和3年10月8日から令和3年11月9日まで		報告書受理年月日	令和3年11月9日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)	出件屋	費	911,000円
立憲民主党	5,000,000円	(選挙事務所費)	費	2,731,461円
立憲民主党福岡県第6区総支部	2,224,559円	(集会会場費)	費	2,728,305円)
		信通刷	費	3,156円)
		広告	費	63,731円
		文具	費	182,422円
		食糧	費	1,133,250円
		雑	費	1,392,859円
			費	137,042円
			費	166,155円
			費	71,050円
			費	25,856円

その他の寄附

10,000円

1件

その他の収入

今回	7,234,559円	今回	計	6,814,826円
前回	0円	前回	計	0円
総計	7,234,559円	総計	計	6,814,826円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	227,500円
	ビラの作成	385,000円
	ポスターの作成	520,000円
	選挙事務所での立札及び看板の類の作成	79,200円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,419,668円

No.4

候補者氏名	組坂 善昭	所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	組坂 善昭
第1回報告分	期間	令和3年9月20日から令和3年11月1日まで		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)	出件屋	費	1,536,667円
再エネの真実を知る会	135,000円	(選挙事務所費)	費	135,220円
		(集会会場費)	費	135,220円)
		信通刷	費	0円
		広告	費	95,919円
		文具	費	2,205,000円
		食糧	費	971,250円
		雑	費	12,849円
			費	44,665円
			費	0円
			費	6,807,074円

その他の寄附

13,000,000円

その他の収入

今回	13,135,000円	今回	計	11,808,644円
前回	0円	前回	計	0円
総計	13,135,000円	総計	計	11,808,644円

No.5

候補者氏名	組	坂	昭	善	昭	組	坂	善	昭
第2回報告分	期間	令和3年11月2日から令和3年11月30日まで	(本人届出)	出納責任者氏名	報告書受理年月日	令和3年11月30日			

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支 出	費	0円
その他の寄附			件屋	費	0円
その他の収入			(選挙事務所費)	費	0円)
			(集会会場費)	費	0円)
			信通	費	9,783円
			刷告	費	0円
			具糧	費	0円
			泊	費	0円
			回	費	0円
			計	費	0円
今回計		0円	回	計	25,647円
前回計		13,135,000円	回	計	11,808,644円
総計		13,135,000円	総	計	11,834,291円

No.6

候補者氏名	熊丸英治	候補者届出政党又は所属党派	NHKと裁判して る党弁護士法72条 違反で	出納責任者氏名	熊丸英治
第1回報告分	期間	令和3年9月15日から令和3年11月15日まで		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支 出	費	0円
その他の寄附			件屋	費	0円
その他の収入			(選挙事務所費)	費	0円)
			(集会会場費)	費	0円)
			信通	費	460,750円
			刷告	費	77,500円
			具糧	費	233,755円
			泊	費	110円
			回	費	0円
			計	費	22,440円
今回計		4,247,089円	回	計	6,981円
前回計		4,247,089円	回	計	801,536円
総計		4,247,089円	総	計	801,536円

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第7区） 23,440,700円
 2 公職選挙法の規定による選挙運動による支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	藤 丸 敏	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	荒 卷 隆 伸
第1回報告分	期間	令和3年6月3日から令和3年11月9日まで		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) 自由民主党福岡県第七選挙区支部 自由民主党福岡県支部連合会	件屋費 (選挙事務所費) (集合会場費) 通信費 印刷費 広告費 文食費 休雑費	584,000円 1,698,286円 1,339,897円) 358,389円) 108,066円 12,423円 1,903,320円 1,362,100円 9,979円 28,686円 0円 1,002,939円
その他の寄附	交印広文食休	
その他の収入	家通交印広文食休	
今回計	今回計	5,700,000円
前回計	前回計	0円
総計	総計	5,700,000円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
ビラの作成	476,000円
ポスターの作成	1,164,820円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
計	2,474,655円

No.2

候補者氏名	藤 丸 敏	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	荒 卷 隆 伸
第2回報告分	期間	令和3年11月10日から令和3年11月18日まで		報告書受理年月日	令和3年11月22日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	件屋費 (選挙事務所費) (集合会場費) 通信費 印刷費 広告費 文食費 休雑費	154,000円 46,400円) 0円) 46,400円) 0円 0円 0円 0円 0円 0円 184,689円
その他の寄附	交印広文食休	
その他の収入	家通交印広文食休	
今回計	今回計	0円
前回計	前回計	5,700,000円
総計	総計	5,700,000円

No.3

候補者氏名	藤 丸 敏	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	荒 巻 隆 伸
第3回報告分	期間 令和3年11月19日から令和3年12月13日まで			報告書受理年月日	令和3年12月16日

収入									
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)								
		出人	費用						
		家	事務所費						
		通	会場費						
		交	費						
		印	費						
		広	費						
		文	費						
		食	費						
		休	費						
		雑	費						
その他の寄附	0円	回	計						
その他の収入	5,700,000円	回	計						
今 回 計	5,700,000円	前	計						
前 回 計		総	計						
総 計									

No.4

候補者氏名	青 木 剛 志	候補者届出政党又は所属党派	立憲民主党	出納責任者氏名	青 木 里 恵
第1回報告分	期間 令和3年9月25日から令和3年11月5日まで			報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入									
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)								
		出人	費用						
		家	事務所費						
		通	会場費						
		交	費						
		印	費						
		広	費						
		文	費						
		食	費						
		休	費						
		雑	費						
その他の寄附	5,000,000円	回	計						
その他の収入	300,000円	回	計						
今 回 計	650,000円	前	計						
前 回 計	200,000円	総	計						
総 計									

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	金額
	ビラの作成	176,400円
	ポスターの作成	299,600円
	選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	299,200円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	161,700円
	個人演説会 の立札及び看板の類の作成	208,000円
	計	1,172,400円

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第8区） 24,349,100円
 2 公職選挙法の規定による選挙運動による支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	河野 祥子	日本共産党	出納責任者氏名	宮嶋 つや子
第1回報告分	令和3年10月1日から令和3年11月9日まで		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入	支出	金 額
主たる寄附 (氏名・団体名) 日本共産党筑豊地区委員会 福岡 シズエ	件屋費 (選挙事務所費) (集会会場費) 通信費 印刷費 広告費 食費 雑費	120,000円 175,000円 175,000円 0円 0円 894,100円 269,500円 0円 0円 0円 0円
その他の寄附	人件費	1,458,600円
その他の収入	家賃	0円
今回	交通費	0円
前回	印刷費	0円
計	広告費	0円
計	食費	0円
計	雑費	0円
総計	今回	1,458,600円
総計	前回	0円
	総計	1,458,600円

項目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	177,100円
ビラの作成	323,400円
ポスターの作成	393,600円
選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	88,000円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	168,000円
個人演説会 の立札及び看板の類の作成	0円
計	1,150,100円

支出のうち公費負担当額

No.2

候補者氏名	麻生 太郎	自由民主党	出納責任者氏名	右田 秀一
第1回報告分	令和3年9月20日から令和3年11月8日まで		報告書受理年月日	令和3年11月10日

収入	支出	金 額
主たる寄附 (氏名・団体名) 自由民主党福岡県第八選挙区支部 自由民主党福岡県支部連合会	件屋費 (選挙事務所費) (集会会場費) 通信費 印刷費 広告費 食費 雑費	849,000円 1,179,050円 1,179,050円 0円 0円 1,345,400円 1,251,164円 0円 48,504円 22,304円
その他の寄附	人件費	4,695,422円
その他の収入	家賃	0円
今回	交通費	0円
前回	印刷費	0円
計	広告費	0円
計	食費	0円
計	雑費	0円
総計	今回	4,695,422円
総計	前回	0円
	総計	4,695,422円

項目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	269,500円
ビラの作成	476,000円
ポスターの作成	591,500円
選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	40,000円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会 の立札及び看板の類の作成	0円
計	1,584,968円

支出のうち公費負担当額

No.3

候補者氏名	大島九州男	候補者届出政党又は所属党派	れいわ新選組	出納責任者氏名	大島九州男
第1回報告分	期間	令和3年10月5日から令和3年10月30日まで		報告書受理年月日	令和3年11月12日

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	金額	支入 家	支出 件屋 (選挙事務所費 (集会会場費 信通刷具糧泊	金額
	(職業)	288,000 円	家	費	288,000 円
		1,000,000 円	通	費	100,000 円
			交	費	100,000 円)
			印	費	0 円)
			広	費	5,200 円
			文	費	0 円
			食	費	1,927,384 円
			休	費	412,310 円
			雑	費	440 円
				費	141,842 円
				費	0 円
				費	4,068 円

その他の寄附
その他の収入

12件
288,000 円
1,000,000 円

今
前
総

計
計
計

2,879,244 円
0 円
2,879,244 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	289,850 円
	ビラの作成	476,000 円
	ポスターの作成	1,181,534 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	2,300,094 円

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(福岡県第9区) 24,815,000円
 2 公職選挙法の規定による選挙運動による支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	真島省三	党	日本共産党	出納責任者氏名	田口玲子
第1回報告分	期間 令和3年10月5日から令和3年11月3日	候補者届出政党又は所属党派		報告書受理年月日	令和3年11月12日

収入	支入	項目	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)		
大中博之	30,000円	出件屋費	554,000円
日本共産党八幡戸畑遠賀地区委員会	530,958円	(選挙事務所費)	60,000円
原田里美	144,000円	費	60,000円
川副通夫	120,000円	信通費	0円
福岡輝三夫	120,000円	印刷費	0円
池亀忠利	120,000円	広告費	13,560円
		文具費	853,900円
		雑費	582,560円
その他の寄附	20,000円	燃料費	0円
その他の収入		泊費	0円
		雑費	0円
		計	6,838円
今回	1,084,958円	今回	2,070,858円
前回	0円	前回	0円
計	1,084,958円	計	2,070,858円
前回		計	
計		計	
総		計	

支出のうち公費負担当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	177,100円
	ビラの作成	323,400円
	ポスターの作成	353,400円
	選挙事務所立札及び看板の類の作成	77,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	55,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	985,900円

No.2

候補者氏名	三原朝彦	党	自由民主党	出納責任者氏名	殿川初美
第1回報告分	期間 令和3年10月7日から令和3年11月1日まで	候補者届出政党又は所属党派		報告書受理年月日	令和3年11月5日

収入	支入	項目	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)		
国際経緯研究会	1,000,000円	出件屋費	1,810,000円
自由民主党福岡県第九選挙区支部	3,800,000円	(選挙事務所費)	1,040,400円
自由民主党福岡県支部連合会	200,000円	費	523,400円
		信通費	517,000円
		印刷費	0円
		広告費	9,182円
		文具費	1,912,376円
		雑費	1,913,867円
その他の寄附		燃料費	219,982円
その他の収入		泊費	0円
		雑費	0円
		計	6,905,807円
今回	5,000,000円	今回	0円
前回	0円	前回	0円
計	5,000,000円	計	6,905,807円
前回		計	
計		計	
総		計	

支出のうち公費負担当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850円
	ビラの作成	476,000円
	ポスターの作成	1,166,526円
	選挙事務所立札及び看板の類の作成	109,828円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	79,450円
	計	2,309,622円

No.3

候補者氏名	三原朝彦	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	殿川初美
第2回報告分	期間	令和3年11月2日から令和3年11月25日まで		報告書受理年月日	令和3年11月29日

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件屋 (選挙事務所費) (集会会場費) 通信費 印刷費 広告費 文具費 食費 雑費	0円 0円 0円 150,614円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円
その他の寄附				
その他の収入				
今回計		0円	計	150,614円
前回計		5,000,000円	計	6,905,807円
総計		5,000,000円	計	7,056,421円

No.4

候補者氏名	三原朝彦	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	殿川初美
第3回報告分	期間	令和3年11月26日から令和3年12月24日まで		報告書受理年月日	令和3年12月27日

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件屋 (選挙事務所費) (集会会場費) 通信費 印刷費 広告費 文具費 食費 雑費	0円 0円 0円 129,554円 0円 0円 0円 0円 0円 0円
その他の寄附				
その他の収入				
今回計		0円	計	129,554円
前回計		5,000,000円	計	7,056,421円
総計		5,000,000円	計	7,185,975円

No.5

候補者氏名	緒方 林太郎	候補者届出政党又は所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	松尾 繁司
第1回報告分	期間 令和3年9月14日から令和3年11月10日まで			報告書受理年月日	令和3年11月12日

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 件屋 (選挙事務所費 (集会会場費))	金額
その他の寄附			費用	434,000円
その他の収入			費用	745,800円
			費用	292,000円)
			費用	453,800円)
			費用	30,162円
			費用	78,450円
			費用	1,857,430円
			費用	1,085,993円
			費用	0円
			費用	210,104円
			費用	0円
			費用	200,000円
今回		5,000,000円	計	4,641,939円
前回		5,000,000円	計	0円
総計		5,000,000円	計	4,641,939円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	267,750円
	ビラの作成	469,000円
	ポスターの作成	1,120,680円
	選挙事務所での立札及び看板の類の作成	156,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	160,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	165,000円
	計	2,338,430円

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第10区） 25,235,500円
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	城井 崇	立憲民主党	出納責任者氏名	早見 はるみ
第1回報告分	令和3年9月21日から令和3年11月11日まで	候補者届出政党又は所属党派	報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	件屋	269,850円
立憲民主党	(選挙事務所費)	476,000円
中尾 三郎	(集会場費)	1,058,400円
中迎 勇策	信通	164,742円
佐藤 由美子	刷具	207,968円
久留島 優子	食糧	0円
	泊	2,176,960円
その他の寄附	雑	
その他の収入	計	7,168,494円
	計	0円
今回	計	7,168,494円
前回	計	
総計	総	

項目	金額
選挙運動用通常票書の作成	269,850円
ビラの作成	476,000円
ポスターの作成	1,058,400円
選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	164,742円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会 の立札及び看板の類の作成	0円
計	2,176,960円

No.2

候補者氏名	城井 崇	立憲民主党	出納責任者氏名	早見 はるみ
第2回報告分	令和3年11月12日から令和3年12月8日まで	候補者届出政党又は所属党派	報告書受理年月日	令和3年12月10日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	件屋	0円
	(選挙事務所費)	0円
	(集会場費)	0円
	信通	43,603円
	刷具	13,290円
	食糧	0円
	泊	0円
	雑	0円
その他の寄附	計	126,506円
その他の収入	計	183,399円
	計	7,168,494円
今回	計	7,351,893円
前回	計	
総計	総	

No.3

候補者氏名	西田 主税	所属党派	税 候補者福岡県選出政友会所属党派	日本維新の会	出納責任者氏名	八木 徳雄
第1回報告分	期間	令和3年10月1日から令和3年10月30日まで			報告書受理年月日	令和3年11月13日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)
日本維新の会(寄附額)
3,000,000円

支出

件屋費 (選挙事務所費)
 信通費 (集会会場費)
 印刷費
 広告費
 文具費
 食糧費
 雑費

その他の寄附

その他の収入

1,000,000円
 4,000,000円
 0円
 4,000,000円

計
計
計

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	38,550円
ビラの作成	476,000円
ポスターの作成	1,122,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	206,800円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	1,843,350円

支出のうち公費負担当額

No.4

候補者氏名	山本 幸三	所属党派	候補者福岡県選出政友会所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	乙川 忠良
第1回報告分	期間	令和3年10月13日から令和3年11月11日まで			報告書受理年月日	令和3年11月12日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)
自由民主党福岡県支部連合会
自由民主党福岡県第十選挙区支部(寄附額)
200,000円
3,500,000円

支出

件屋費 (選挙事務所費)
 信通費 (集会会場費)
 印刷費
 広告費
 文具費
 食糧費
 雑費

その他の寄附

その他の収入

2,000,000円
 5,700,000円
 0円
 5,700,000円

計
計
計

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	289,850円
ビラの作成	476,000円
ポスターの作成	687,960円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625円
計	2,005,145円

支出のうち公費負担当額

No.5

候補者氏名	山本 幸三	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	乙川 忠良
第2回報告分	期間	令和3年11月12日から令和3年11月24日まで		報告書受理年月日	令和3年12月1日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	費用	0円
その他の寄附			件屋	事務所費	0円
その他の収入			(氏名)	選挙会場費	0円
			通交	信通費	0円
			印	刷費	0円
			広	告費	0円
			文	具費	0円
			食	糧費	0円
			休	泊費	0円
			雑	費	0円
今回計		0円	今回	計	33,474円
前回計		5,700,000円	前回	計	33,474円
総計		5,700,000円	総計	計	7,626,260円
					7,659,734円

No.6

候補者氏名	大西 啓雅	候補者届出政党又は所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	大西 啓雅
第1回報告分	期間	令和3年10月19日から令和3年10月31日まで		報告書受理年月日	令和3年11月8日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出人	費用	0円
その他の寄附			件屋	事務所費	0円
その他の収入			(氏名)	選挙会場費	0円
			通交	信通費	0円
			印	刷費	0円
			広	告費	0円
			文	具費	0円
			食	糧費	0円
			休	泊費	0円
			雑	費	0円
今回計		0円	今回	計	0円
前回計		0円	前回	計	0円
総計		0円	総計	計	0円

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第11区） 22,960,500 円
 2 公職選挙法の規定による選挙運動による支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	志岐 玲子	所属政党又は所属党派	社会民主党	出納責任者氏名	西村 宣敏
第1回報告分	期間	令和3年9月29日から令和3年11月2日まで		報告書受理年月日	令和3年11月12日

収入	支人	項目	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) しき玲子後援会 社会民主党九州ブロック協議会 社会民主党福岡県連合 社会民主党全国連合	人家 通交 印広 文食 休雑	(寄附額) 1,500,000 円 2,000,000 円 100,000 円	2,700,000 円 312,000 円 300,000 円 12,000 円 6,954 円 27,096 円 1,064,600 円 876,332 円 1,496 円 115,235 円 149,860 円 21,401 円
その他の寄附	出件屋	費	2,700,000 円
その他の収入	屋敷	費	312,000 円
	(選挙事務所費)	費	300,000 円
	(集会会場費)	費	12,000 円
	信通	費	6,954 円
	刷告	費	27,096 円
	具糧	費	1,064,600 円
	泊	費	876,332 円
	回回	計計	1,496 円
	回回	計計	115,235 円
	回回	計計	149,860 円
今	今	計	21,401 円
前	前	計	5,274,974 円
総	総	計	0 円
		計	5,274,974 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	245,000 円
	ビラの作成	420,000 円
	ポスターの作成	399,600 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	206,800 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	1,436,142 円

No.2

候補者氏名	武田 良太	所属政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	天野 統郎
第1回報告分	期間	令和3年8月20日から令和3年11月11日まで		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入	支人	項目	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) 自由民主党福岡県第十一選挙区支部 自由民主党福岡県支部連合会	人家 通交 印広 文食 休雑	(寄附額) 10,000,000 円 200,000 円	540,000 円 2,096,154 円 2,096,154 円 0 円 51,611 円 0 円 2,504,191 円 1,793,561 円 511,270 円 323,607 円 40,700 円 997,115 円
その他の寄附	出件屋	費	540,000 円
その他の収入	屋敷	費	2,096,154 円
	(選挙事務所費)	費	2,096,154 円
	(集会会場費)	費	0 円
	信通	費	51,611 円
	刷告	費	0 円
	具糧	費	2,504,191 円
	泊	費	1,793,561 円
	回回	計計	511,270 円
	回回	計計	323,607 円
	回回	計計	40,700 円
今	今	計	997,115 円
前	前	計	8,858,209 円
総	総	計	0 円
		計	8,858,209 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
	ビラの作成	476,000 円
	ポスターの作成	1,174,824 円
	選挙事務所立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
	計	2,492,009 円

No.3

候補者氏名	武田良太	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	天野統郎
第2回報告分	期間	令和3年11月12日から令和3年11月30日まで		報告書受理年月日	令和3年12月6日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額	支入主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額
	(職業)	(寄附額)		(職業)	(寄附額)
出件屋			出件屋		
(選挙事務所費)			(選挙事務所費)		
(集会会場費)			(集会会場費)		
通信費			通信費		
印刷費			印刷費		
広告費			広告費		
文具費			文具費		
食料費			食料費		
雑費			雑費		
計		0円	計		192,428円
前回		11,200,000円	前回		8,858,209円
合計		11,200,000円	合計		9,050,637円

No.4

候補者氏名	武田良太	候補者届出政党又は所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	天野統郎
第3回報告分	期間	令和3年12月1日から令和3年12月21日まで		報告書受理年月日	令和3年12月24日

収入主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額	支入主たる寄附 (氏名・団体名)	職業	金額
	(職業)	(寄附額)		(職業)	(寄附額)
出件屋			出件屋		
(選挙事務所費)			(選挙事務所費)		
(集会会場費)			(集会会場費)		
通信費			通信費		
印刷費			印刷費		
広告費			広告費		
文具費			文具費		
食料費			食料費		
雑費			雑費		
計		0円	計		600,000円
前回		11,200,000円	前回		600,000円
合計		11,200,000円	合計		9,650,637円

No.5

候補者氏名	村上智信	候補者届出政党又は所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	野村一成
第1回報告分	期間	令和3年8月23日から令和3年11月10日まで		報告書受理年月日	令和3年11月15日

収入	支入	出件	費	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支人家	費	
金野 桃子	埼玉県議会議員	屋敷	事務所費	1,368,490 円
石川 忠廣	無職	(選挙会場費)	費	342,800 円
石川 国孝	無職	信通	費	342,800 円
石川 穂子	無職	刷具	費	0 円
二石 悦子	無職	広告	費	34,712 円
古賀 久子	看護師	文具	費	15,395 円
未秋 典子	歯科助手	食糧	費	1,659,198 円
中村 美行	無職	休雑	費	282,150 円
中村 信明	会社員		費	5,568 円
			費	30,535 円
			費	0 円
			費	90,296 円
その他の寄附	12件			
その他の収入				
計		計		3,829,144 円
前回		計		0 円
前計		計		0 円
総計		総計		3,829,144 円

支出のうち公費負担当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	399,000 円
	ポスターの作成	897,102 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	1,504,070 円

No.6

候補者氏名	村上智信	候補者届出政党又は所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	野村一成
第2回報告分	期間	令和3年11月11日から令和3年11月25日まで		報告書受理年月日	令和3年11月25日

収入	支入	出件	費	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支人家	費	
		屋敷	事務所費	0 円
		(選挙会場費)	費	0 円
		信通	費	0 円
		刷具	費	0 円
		広告	費	0 円
		文具	費	0 円
		食糧	費	0 円
		休雑	費	0 円
			費	0 円
			費	6,632 円
その他の寄附				
その他の収入				
計		計		6,632 円
前回		計		3,829,144 円
前計		計		3,829,144 円
総計		総計		3,835,776 円

No.7

候補者氏名	村上 智 信	候補者届出政党又は所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	野村 一成
第3回報告分	期間 令和3年11月26日から令和3年12月3日まで			報告書受理年月日	令和3年12月3日

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	件屋費	10,000円	
			(選挙事務所費)	0円	
			(集会会場費)	0円	
			信通費	0円	
			刷具費	0円	
			広告費	0円	
			文食費	0円	
			雑費	0円	
その他の寄附			回計	10,000円	
その他の収入			前回計	0円	
		0円	今回計	3,835,776円	
今回計		4,568,630円	前回計	3,845,776円	
前回計		4,568,630円	今回計		
総計			総計		

No.8

候補者氏名	村上 智 信	候補者届出政党又は所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	野村 一成
第4回報告分	期間 令和3年12月4日から令和3年12月13日まで			報告書受理年月日	令和3年12月13日

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	件屋費	0円	
			(選挙事務所費)	0円	
			(集会会場費)	0円	
			信通費	6,963円	
			刷具費	0円	
			広告費	0円	
			文食費	0円	
			雑費	0円	
その他の寄附			回計	6,963円	
その他の収入			前回計	0円	
		0円	今回計	3,845,776円	
今回計		4,568,630円	前回計	3,852,739円	
前回計		4,568,630円	今回計		
総計			総計		

No.9

候補者氏名	村上 智 信	候補者届出政党又は所属党派	(本人届出)	出納責任者氏名	野村 一成
第5回報告分	期間 令和3年12月14日から令和3年12月15日まで			報告書受理年月日	令和3年12月20日

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	件屋費	0円	
			(選挙事務所費)	0円	
			(集会会場費)	0円	
			信通費	43,404円	
			刷具費	0円	
			広告費	0円	
			文食費	0円	
			雑費	0円	
その他の寄附			回計	220円	
その他の収入			前回計	43,624円	
		0円	今回計	3,852,739円	
今回計		4,568,630円	前回計	3,896,363円	
前回計		4,568,630円	今回計		
総計			総計		

監 査 委 員

監査公表第3号

令和3年5月28日付けで公表した、包括外部監査人西秀雄が実施した「補助金等に係る財務事務の執行について」に関する包括外部監査の結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月22日

福岡県監査委員	藤山 泰三
同	世利 洋介
同	森 行一
同	大橋 克己

3行第4224号
令和4年3月29日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 世利洋介様
同 森行一様
同 大橋克己様

福岡県知事 服部 誠太郎

令和2年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

補助金等に係る財務事務の執行について

監査の結果及び意見		講じた措置等
【総論】(1)全体事項及び共通事項に関する監査の結果及び意見		
①	<p>補助金等の網羅的な把握</p> <p>令和元年度の補助金等リストの提供を求めたが、該当する資料が作成されていないかった。</p> <p>「財革プラン」では事務事業を原直すこととしているが、見直し対象の補助金の中に削減余地のあるもの(負担金の繰越金が過去5年度で増加傾向にあったもの)があり、全体把握に基づき補助金等の性格、財源等を踏まえた分析を行い、見直し対象とする分野を絞り込む等の戦略的な取り組みが必要。</p> <p>県は、補助金等の事務を全庁的に統括する役割を明確にし、補助金等の状況を網羅的に把握されたい。</p>	<p>財政課において補助金等の事務を統括し、事務事業の見直しや予算編成を通じ補助金等の状況の把握を行い、補助金等の性格等を踏まえた効果的な見直しに取り組んでいる。</p> <p>特に協議会等に対する負担金については、執行状況を確認するなど、協議会等に必要以上の繰越金が発生しないよう翌年度の交付額を決定する。</p> <p>今回の指摘を受け、財政課から、補助金等事務の適正な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
②	<p>補助金等の事務に係るリスク認識の醸成</p> <p>補助金等の事務に係るリスク認識、及びその対応策の設計について、事務手続上上のリスクを統括的に認識した全庁的なリスク低減活動が必要。</p> <p>令和2年度からの内部統制制度の各所管部局の取組の収集・分析を継続することにより、今後のリスク低減に向けた活動を強化されたい。</p>	<p>令和2年度からは、全庁で内部統制制度の運用を開始しており、各所属においては、全庁で生じた事務処理の不備の情報(リスク一覧)を参考に補助金事務のリスクを洗い出し、特に、当該事務の処理件数や金額が多い場合には、リスク対応シートを作成し、リスク低減に努めている。</p> <p>また、監査等により事務処理の不備が発覚した場合は、その都度、内部統制室に報告させるとともに、補助金等の事務を含む改善策の例を福岡県内部統制マニュアルに掲載するなど、全庁的に情報共有を行うことにより、リスク低減に努めた。</p>
③	<p>補助金等交付要綱等が一般に公表されていない</p> <p>インターネット上で確認できる要綱等は、今回の監査対象62件のうち5件。補助制度の有効性を高め、情報偏在による公平性を害することがないよう県ホームページ等を利用して公表することが必要。</p>	<p>補助金等交付要綱等について、県ホームページへの掲載や、市町村や関係団体を通じた周知を行った。</p>

〔各論〕 総務部

監査の結果及び意見		講じた措置等
<p>課 税務課</p>		
<p>NO.54 ゴルフ場利用税交付金</p>		
<p>(意見) 回答事務の効率化について</p> <p>県から市町村に対する照会文書の回答は、各市町村の内部規定等に基づく方法により行われているため、回答は市町村長の印があるものとならないものが混在しているなど、回答方法がさまざまであった。県は事務効率化の観点から、市町村に対し回答方法を一本化するように働きかけてはどうか。</p>	<p>令和3年3月交付分より、照会文書に以下を記載した。</p> <p>○「回答方法:メール」 ○「公文書に係る公印は必要なし」と記載し、県及び市町村の事務効率化を図っている。</p>	
<p>(意見) 面積調の記載について</p> <p>2以上の市町村にまたがって所在しているゴルフ場は、市町村から面積調を入手し、面積で区分して交付金額を算定している。面積調は12月から2月までの各月の面積調を記載するようになっている。2月7日を期限とする面積調で1月中に提出されているものがあった。また福津市は11月の面積調は漏れが窺われた。面積調は照会文書ではあるが、交付金額の算定根拠となる数値が記載された文書なので、記載に漏れや誤謬がないか厳密なチェックに努められたい。</p>	<p>令和3年3月交付分より、前回交付した際的面積と突合し変更点や対象月の確認が行えるチャックシートを作成することで、チェック体制を強化した。さらに、市町村からの回答を確認し、面積の確認が必要な月よりも回答日が早い場合は、確認が必要な月の初日以降に再度、提出するように指導を行うこととした。(面積確認月:3~7月 回答日:6月29日等の場合)</p>	

〔各論〕 企画地域振興部

監査の結果及び意見		講じた措置等
<p>課 調査統計課</p>		
<p>NO.1 2020年農林業センサス市町村交付金</p>		
<p>(指摘) 流用申請について</p> <p>市町村が交付金の流用を行う場合には、交付金取扱要綱に基づき県による事前の承認が必要になるが、流用申請がなされない事案が2件あった。要綱に沿った事務手続を行うよう指導を徹底されたい。</p>	<p>事前に流用申請がなされていなかった市町村に対しては、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>また、全市町村に対しても、事務交付金を執行する際に流用申請の確認を徹底するよう周知を図った。今後は、市町村に対する経理指導において、重ねて周知し、県においても担当者以外の複数によるチェック体制と十分な審査時間が得られるスケジュール管理に努めるとともに、市町村が流用申請書の要否を可視化できるように、令和4年1月に交付金収支報告書の基礎資料の様式改定を行った。</p>	
<p>②(意見) 事務交付金収支報告書の様式について</p> <p>市町村への交付額について執行残額が生じた場合には、県は市町村に対して返還を求めているが、現行の様式ではその額が明らかにならない。各市町村は、事務交付金収支報告書に添付する形で、別途資料を作成し金額を返還している。事務処理ミスを低減させるため、執行残高が返還額として明確になるよう様式を改定することが望ましい。</p>	<p>令和3年3月に福岡県統計調査事務市町村交付金取扱要綱を改正し、返納額が明確になるよう様式の改定を行った。</p>	

国際局国際政策課	
NO.6	福岡県国際交流センター事業補助金 (意見)国際交流推進事業について 福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱において補助事業とされている「国際交流推進事業」は、県の行政改革の一環として、公社等外郭団体に県出資相当額について返戻させるとともに、当該返戻額の運用益相当額を団体の事業実施に必要な経費とあわせて交付金として交付されるもので補助事業とは性格を異にするものである。福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱は、補助対象とする事業とその経費、及び負担率を明確にすることができるよう、具体的な補助事業のみを記載することを検討されたい。
広域地域振興課	
NO.7	「関門海峡ミュージアム展示更新」に要する経費の負担金 (意見)支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁処理に 支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁は、システムに登録し、紙ベースで決裁を受ける。システムでは支出負担行為年月日を入力すると支出命令日(決済日)について同日が表示されるため、システム上の決済日と支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁日が異なる状況。県ではシステム上の決済日と実際の決裁日が異なる場合、支出負担行為決議書兼支出命令書の負担行為日と支出命令日を、実際の決裁日に手書きで修正する方法がとられているが、当負担金はなされていないかった。同支出負担行為決議書兼支出命令書は、各決裁権限者への紙ベースの書類回付と押印により決裁が実施されており、決裁手続自体に不備は検出されていない。一方で、財務会計システムに登録された決済日は何ら意味を持たず修正されないうえ、決裁手続における書類間での不整合が残る運用となっている。決裁手続の漏れ等の不備を回避し、また将来における押印禁止等を前提とした効率的な事務が行えるよう、財務会計システムにおける決裁処理フローを見直すことを検討されたい。
空港対策局空港事業課	
NO.8	北九州空港利用促進協議会負担金 (意見)北九州空港利用促進協議会の繰越金について 北九州空港利用促進協議会の歳入歳出決算において、繰越金が過去5年度で増加傾向であった。繰越金は、翌年度以降の事業費財源として充当されることになるが、予算の年度繰越等の将来における具体的事業への財源充当に関する明確な規定はないため、当協議会の裁量で自由に使用できるプール財源としての性格を帯びることになる。県は、北九州空港利用促進協議会の事業実施状況について年度内に適宜モニタリングを行い、繰越金が生じる可能性がある場合には、事業実施に見合う金額への負担金の見直しを当団体に対し求められたい。
	協議会の事業実施状況のモニタリングを適宜行うとともに、このモニタリング結果を踏まえ、協議会に対して負担金(四半期ごとに分割)の請求にあたり所要(見込)額をその都度精査し、負担金の請求を行うよう求めた。これにより、負担金の請求額は事業実施に見合う額へと見直されている。 【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。

補助対象の事業及び負担率が明確になるよう見直すとともに、基本財産の返戻に伴う運用補填分の取り扱いについても明記するなど、要綱について所要の改正を令和3年4月に行った。

福岡県財務規則運用要綱90条関係について、課内にて周知徹底を行った。
また、同様の業務について、内部統制制度「業務手順書」におけるリスク対応策を見直し、業務の改善及び標準化を行った。

【会計課の対応】

適正な支出事務の確保にあたっては、支出負担行為や支出命令のプロセスにおいて、起案や決裁等の日付がそれぞれ正確に管理されることが必要であるが、現行の財務会計システムにおいては、支出負担行為や支出命令に係る日付として登録ができるのは起案日のみとなっている。このため、現在は起案日と決裁日が異なる場合、帳票に手書きで決裁日を記載する運用を行っているところであるが、今後、システム改修の検討を行うにあたっては、財務会計システムに起案日と決裁日をそれぞれ登録することができ、今後、システム改修の検討を行うこととする。

〔各論〕 人づくり・県民生活部

監査の結果及び意見		講じた措置等
文化振興課		
NO.18	福岡県芸術・文化活動事業補助金 (意見)補助金の内容と必要性の検討について 当補助金において本来であれば、県が当補助金制度で実現を目指す「福岡県の芸術文化の振興」という目標に対する成果指標を設定する必要があるが、当補助金では、補助金交付先の一つである団体の年間の演奏活動の回数(100回)を目標としている。 適切に成果指標を設定しなければ、県として当補助金を適正に評価することができず、補助金を減額・廃止する際の根拠を有しないこととなり、補助金の固定化につながる可能性がある。令和元年度のみ開催された演奏大会への補助金を除き、他の5件については、平成27年度より同額の補助金が交付されていた。 「福岡県芸術文化の振興」のための成果指標を設定し、その指標達成のために、どのような補助対象事業へ補助金を交付すべきか検討すべきである。そして、成果指標の達成について検証した結果、成果指標の達成への貢献度が充分ではない補助事業については、内容の変更、補助金の減額・廃止等を検討されたい。	福岡県文化振興計画(令和3年3月策定)において、「県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現」を目指し、その達成に向け、4つの施策(柱)を設定している。当該補助事業は、施策(柱)のうち「文化芸術の振興」を図るための事業であり、施策の方向性は、「芸術・芸能・生活文化等の振興」を目的としている。 計画においては、「文化芸術の振興」を図るため実施する事業の「成果指標」を「自ら文化芸術活動を実践した県民の割合」としており、その割合を令和2年の21.5%から令和7年の30%に引き上げる目標を掲げている。 以上のことから、当該補助事業の実施により、「自ら文化芸術活動を実践した県民の割合」を引き上げるためには、現在、各団体が実施する事業の参加者数を増やすことが必要になる。 そのため、各団体が実施する事業において、これまでの実績を基礎として、目標とする参加者数、公演数等を成果指標として設定することを検討している。補助金の減額・廃止等については、成果指標を設定後、経過をみて判断することとする。 なお、現在の補助対象事業者については、最長で50年以上補助を実施している((一財)福岡エネスコ協会)実績や県内政令市、九州各県で協力して補助を実施している現状を踏まえ、慎重に検討していきたい。
スポーツ振興課		
NO.20	令和元年度ラグビーワールドカップ2019福岡開催推進委員会負担金 (意見)成果指標の設定について 事業の成果を評価するために指標を設定する場合、その事業の目的や事業の内容に対応した具体的な指標を設定すべきである。 例えば、ラグビーワールドカップ2019福岡開催推進委員会負担金の場合、事業による大会成功の姿として、「県内にラグビーのすそ野が広がり、競技力が向上すること」という項目が挙げられている。また「九州さらにはアジア地域へラグビーを普及させること」という項目も挙げられている。そのため事業も行っているものであるから、その成果として、県や九州のラグビー競技人口なども成果指標として考えられる。 また、事業内容を見ると、ファンゾーンの運営に多額の費用がかかっているため、ファンゾーンの来場者も成果指標として考えられる(ファンゾーンの来場者は把握されており、想定よりも多くの来場があった)。	今後の事業実施にあたっては、事業の目的等を踏まえより具体的な成果指標を設けることとする。 【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。

〔各論〕保健医療介護部

監査の結果及び意見		講じた措置等
保健医療介護総務課		
NO.39 福岡県病院事業会計負担金		
(意見) 行政手続の効率化について		
令和元年度の福岡県病院事業会計負担金は557,566千円であるが、この負担金を2分の1ずつ、4月と10月の2回に分けて、申請書の提出⇒交付決定⇒支出負担行為決議⇒支出命令⇒支出という手続が行われている。内容を確認するに2回に分ける必要性は低いと思われる。事務の効率化のため、申請書の提出、交付決定、支出負担行為決議などを年1回にまとめることができなにか検討すること。	事務効率化のため、令和3年度の手続から、申請書の提出、交付決定、支出負担行為決議を年1回にまとめることとした。	
医療指導課		
NO.40 福岡県救急医療施設運営費等補助金(ドクターヘリ導入促進事業)		
(意見) 成果指標の目標値について		
補助金の成果として救命率の向上及び後遺症の軽減とされているが、そのための成果指標を設定していない。成果指標は可能な限り定量に設定・評価することが望ましい。直接的な成果指標の設定が難しいとしても、県全体の救命率など間接的な効果が把握できる成果指標を設定することを検討していく必要がある。	事業主体(ドクターヘリ基地病院)である久留米大学病院高度救命救急センターの医師との意見交換を行っており、今後の成果指標の在り方について、引き続き、検討を行っていく。 【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。	
NO.41 福岡県診療情報ネットワーク活用拡大事業費補助金		
(意見) 定量的な成果指標の設定について		
令和元年度の成果指標は目標値を達成しているものの、地域によって目標新規登録患者数や当該年度における登録率に格差があり、事業計画と比較すると成果指標を達成していない地域が存在する。県内一括で設定している成果指標を地域ごとに細分化して設定するよう検討するべき。	令和3年度事業計画において、システムの利用を検討する地域に対して、重点的な働きかけを行うこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の関係者と十分な協議が出来ていない。 成果指標等の在り方については、県医師会とも協議しながら、引き続き、検討を行っていく。 【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。	
NO.42 看護師等養成所運営費補助金		
(意見) 県内就職促進加算の考え方について		
県内就職促進加算として予算額の範囲内で利用申し出があった学校に対して等分し、交付している。 例えば目標として加算の県内医療機関就職率75%を達成した学校に重点的に加算の上、交付を行うなど、メリハリを付けた交付を行うことで補助金交付先の努力を反映するよう加算を行うことを検討することが望ましい。 現在未達成となっている成果指標の県内医療機関就職率75%以上の達成のために県内就職促進加算を活用することを検討されたい。	事業目的の達成のため、県内医療機関就職率75%以上の目標を達成した学校に重点的に加算ができるよう協議を行っている。	

高齢者地域包括ケア推進課	
NO.43	福岡県在宅医療提供体制充実強化事業費補助金 (意見)事業実施地域当たりの基準額について 補助金交付要綱においては、事業実施地域あたり10,045千円を基準額としているが、事業実施地域を複数抱える北九州市への交付においては、北九州市医師会が、5地区をまとめて補助申請しており、補助金の精算にあたり、基準額5地区分で実績報告書を精査し、適正である旨を確認しているとしているが、補助金交付要綱には、事業実施地域を複数抱える事業者への補助に係る明確な規定がなく、その回答についての合理性が検証できない。 現在の補助金交付要綱を北九州市や福岡市のように、複数の事業実施地域を抱える事業者に対する補助の取扱いについて、補助金交付要綱にて明確化するべきである。
〔各論〕福祉労働部	
監査の結果及び意見	
調整課	
NO.49	福岡県隣保館運営費等補助金 (指摘)実績報告書の記載誤りについて 補助金の実績報告書において、隣保館運営に係る職員数や事業の実施回数などについての記載誤りが散見された。実績報告書の審査をより厳密に実施すべきであり、チェック項目を記載したチェックリストを作成し、審査に活用するなど、審査の有効性について検討されたい。また当該補助金の補助対象事業は多岐にわたり、その計算方法も複雑であり、添付する資料も大量となるため、記載ミスや提出漏れが発生するリスクが高い。 資料の簡略化を検討するとともに、申請や実績報告のデータベース化等によって、資料の記載ミスや提出漏れを防ぐような仕組みの構築を検討されたい。
	(意見)効果検証のための指標の設定について 当補助金の効果検証として、「隣保館人権課題把握調査を実施し、地域の生活実態や隣保館が取り組むべき課題を把握(平成27年度)し、「人権問題に関する県民意識調査を5年毎に実施し、人権啓発で取り組むべき課題を把握しているが、具体的な指標は設定されていないため、具体的な数値の面で平成27年度以降の隣保館の活動状況を把握することはできなかった。 隣保館は様々な活動を行っており、その活動は市町村によって異なるが、基本的には相談活動や生活改善指導、講演会、講習会はいずれの隣保館でも実施している。相談回数や講演会の参加者などの指標の設定が考えられる。
	本年度当初の申請時に各隣保館の相談件数や各事業の参加者数等の予定値の設定を確認したうえで、実績報告の際に、予定値と実績値に大きく乖離がないか等を確認する。事業実績が低調な場合には、必要に応じて他の市町村の取り組みを紹介するなどの助言を行うこととした。 【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。

講じた措置等

本事業実績報告書の審査にあたり、「提出書類や審査作業内容に漏れをなくす」、「確認すべき箇所を整理すること」で作業方法を明確にする」ことを目的にチェックリストを作成し、令和2年度の実績報告時から活用している。
内容については適宜更新を図っていき、不備なく審査が行えるようにする。

保護支援課	
福岡県生活保護費負担金	
NO.52	(意見)個人情報取扱について
	<p>市は生活保護法第73条の規定に基づく保護対象者について、県費負担の新規適用及び適用除外のケースが生じた場合には、その都度、県に報告することとされている。県は平成31年3月に報告様式を改正し、個人名の記載欄を削除しているが、改正後も個人名入りの旧様式の報告書を提出している市があり、その場合には県で個人名を消すようにしていたところ、個人名を消していないものが一部残っており、混在する状態となっている。住所や電話番号は記載されていないが、個人情報取り扱いの厳格化のためには、個人名が記載されないことが望ましい。今後は、個人名を記載しない、改正後の様式で報告するように市に指導を徹底させたい。</p>
	<p>(意見)交付要綱の記載について</p> <p>補助金等にとって審査は重要な手続であるため、他の補助金等の交付要綱と同様に、県費負担金の額の確定にあたり、実績報告書の内容を審査する旨を交付要綱に規定することが望ましい。</p> <p>例えば、他の補助金等の交付要綱では、額の確定についての条文中で、「報告を受けた場合には、その内容を審査し、適当であると認めるときは」金額の確定を行うことを規定している事例がある。他の補助金等の交付要綱を参考にしつつ、当該負担金にとって適切な審査についての規定を定められたい。</p>
	<p>令和2年度の県費負担金の報告から個人名を記載しない改正後様式の使用を徹底するよう市に指導を行った。</p>
	<p>県費負担金の交付要綱について、令和3年3月に実績報告書の内容を審査する旨の規定を定め、改正を行った。</p>
〔各論〕 環境部	
監査の結果及び意見	
廃棄物対策課	
NO.17	福岡県浄化槽整備事業補助金
	<p>(指摘)歳入歳出決算書の適切な入手について</p> <p>複数の市町村で実績報告書の添付資料として実績報告書及び添付資料のいずれの数値にも一致しない予算書の抄本が添付されていた。</p> <p>実績報告書には予算の抄本ではなく、補助対象事業が報告書に記載のとおり実施されているかを確認することができる決算書の抄本を添付するよう、指導を徹底された。</p>
	<p>(意見)申請書に添付される歳入歳出予算書について</p> <p>補助金交付申請書の添付書類に歳入歳出予算書(抄本)がある。これは申請された補助金を財源として事業が実施されることを確認するため、申請された補助金と補助対象事業の経費が予算として編成されているかを確認するために入手している。</p> <p>確認したところ、補助金申請金額と歳入歳出予算書(抄本)の県補助金歳入額が一致しないケースが散見された。県は、歳入歳出予算書(抄本)の県補助金歳入額が補助金申請額と同額以上であれば問題ないものとして取り扱っているが、田川市、須恵町は補助金申請額よりも予算書(抄本)の県補助金歳入額が少なかった。</p> <p>県は、予算書(抄本)の県補助金歳入額が補助金申請額と一致するか確認し、一致しない場合には、その理由と補正予算で対応することを申請書類に記載しておくように、市町村に指導されたい。</p>
	<p>令和3年3月に市町村に指導を行った。今後、実績報告書の審査を行う際は、決算書の抄本の添付とその内容審査を徹底することとした。</p>
	<p>令和4年度申請書提出依頼時に、歳入歳出予算書(抄本)の県補助金歳入額と補助金申請額を原則一致させるよう市町村に指導を行うこととした。</p> <p>なお、申請書受領後に、上記が一致しない市町村がある場合は、県が事情を聴取し、その結果を申請書に添付することとした。</p>
講じた措置等	

	<p>(意見)入手する資料の個人名について 実績報告書には、補助対象浄化槽設置者一覧表(設置者の氏名と設置場所)が添付されている。個人名を記載した一覧表を入手するのであれば、個人名を消して保管し、業務で使用するファイルとは別ファイルで保管するなど、個人情報漏洩に繋がらない仕組みを構築されたい。</p>	<p>令和4年3月に要綱を改正し、実績報告書様式の設置者氏名欄を削除した。</p>
<p>〔各論〕 商工部</p>		
<p>監査の結果及び意見</p>		<p>講じた措置等</p>
<p>商工政策課</p>		
<p>NO.9 福岡県運輸事業振興助成交付金</p>		
	<p>(意見)福岡県トラック協会の基金の活用について 交付対象事業のうち、「特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業(当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。)」として、助成交付金の交付対象事業者が、助成交付金を財源として、基金を設けることが認められている。この規定に基づいて、公益社団法人福岡県トラック協会では基金を設けている。当該基金の令和元年度の基金の処分12,868千円のうち、事業資金としての支出は5,408千円であり、前年度残高の0.14%が事業資金として使用され、99.86%が使用されず、翌年度以降に繰り越されていた。 基金への繰り入れや基金の処分は公益社団法人の判断によることであるが、その財源は福岡県運輸事業振興助成交付金であり、その目的のために毎年度使用されること が望ましい。</p>	<p>基金への繰り入れや処分はトラック協会の判断によることであるが、本来の交付目的に沿った積極的な活用の促進について、今後協会と協議していく。</p>
<p>中小企業振興課</p>		
<p>福岡県組繊化指導費補助金</p>		
<p>NO.10 (意見)成果指標について 福岡県中小企業団体中央会に対する補助金の成果指標として、新規組合設立件数と中央会会員組合数が挙げられているが、補助対象事業の活動と直接関連した成果指標が設定されていなかった。効果検証のための成果指標を追加することを検討されたい。</p>	<p>(意見)実績報告の審査について 補助事業の履行確認において、年度内の確認印がない事例が見受けられた。実績報告書の提出が4月以降になる場合には、年度内に履行確認を実施し、その結果を文書として残すことが望ましい。</p>	<p>令和4年度から補助金の成果指標として、実施指導件数及び相談件数とすることとした。 【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。 令和2年度の補助金については、令和3年3月31日に履行確認を行ったが、確認印を失念していた。今後も実績報告書の提出が4月以降になる場合は、年度内に履行確認を行う。</p>

NO.11	福岡県小規模事業者経営支援事業費補助金 (意見)人件費調書について 当補助金の実績報告書の添付書類である人件費調書は氏名、年齢、俸給などが記載されている。実績報告書の確認に個人名は必要ないことから氏名欄を削除することについて検討されたい。氏名欄を残す場合であっても個人名は分からないうちに削除したうえで、調書は保管すべきである。	人件費調書については、令和3年度から様式の氏名欄を削除した。また、個人名を記載している場合は、個人名を削除したうえで保管することとした。
(意見)効果検証のための指標の追加について	小規模事業者にとって、継続的な記帳指導は重要な支援業務であること、記帳専任職員として39名の常勤職員を配置することは補助対象事業として重要であることから、その業務の実施結果は、補助金の効果検証の指標とすることが望ましい。 企業の記帳については、財務会計のシステム化・自動化が普及しており、小規模事業者の記帳指導業務に対する需要が、以前よりも減少していることが考えられる。 記帳の指導・支援件数についても効果検証のための指標として、目標値の設定と実績の把握を行うことで、補助金の効果検証のみではなく、小規模事業者の記帳指導業務に対する需要についても把握し、記帳指導業務に対する補助金の在り方について検討されたい。	令和4年度から補助金の成果指標として、記帳指導件数を追加することとした。 また、記帳指導にあたっては、事業者からの記帳に関する相談対応のほか、新規創業者に対し、記帳制度の基礎からシステムの活用まで、重点的な指導を行っているところがある。 記帳は事業実施の基礎となるものであり、アフターコロナにおいて、倒産や廃業の増加が懸念される中、創業者の確実な記帳は事業継続に必須のものであるため、今後も補助金による支援を行う必要がある。 【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。
NO.12	福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金 (意見)補助金交付先の制限について 当補助金は県内の商工会と商工会議所及び商店街に交付されている。交付先には制限がないため、大都市中心部の商店街や大型ショッピングセンターのテナントにより構成される商店街にも当補助金は交付されている。 県としては、補助金交付の必要性について再検討を行う。例えば、政令指定都市や中核市など、人口密集地に所在する商店会、商工会議所への当補助金の交付は廃止することについて検討されたい。	プレミアム付き地域商品券は、地域の实情に応じて事業内容(発行規模、プレミアム率等)が決定されている。県では市町村と連携してその発行支援を行っている。 県財政は限られていることから、効果的・効率的な事業執行は当然求められる。 支援の有無、支援方法等については毎年検討を行っているところであり、今後も引き続き検討を行っていく。
(意見)当該補助金の将来的な廃止について	福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業は、平成21年度から実施されている。補助金の金額や内容を変更してはいるものの、補助金の交付が継続されている。例えば、内閣府が公表している景気動向指数などで明確に景気が回復したと判断できる場合には、当補助金の交付を停止することについて検討されたい。	プレミアム付き地域商品券は、地域の实情に応じて事業内容(発行規模、プレミアム率等)が決定されている。県では市町村と連携してその発行支援を行っている。 県財政は限られていることから、効果的・効率的な事業執行は当然求められる。 支援の有無、支援方法等については毎年検討を行っているところであり、今後も引き続き検討を行っていく。
新産業振興課	福岡県産業・科学技術振興事業費補助金 (意見)実績報告書の充実について 当該補助金の成果指標のうち、コーディネーター派遣件数、製品化件数、フォーラム・セミナー等の開催回数と参加者数などは、実績報告書に実績数値を記載させることが望ましい。 補助金交付先の法人が作成する事業報告書をもって、補助対象事業の実績を把握するのであれば、実績報告書の内容を補助対象事業の実績が把握できるように作成することを依頼されたい。例えば、事業報告書には産学コーディネートプログラムでの事業化件数が令和元年度で7件、累計売上金額(平成30年度まで)57.2億円との報告が行われている。当該補助金の成果である令和元年度の製品化件数13件についても累計売上金額と共に報告できないか、補助金交付先と協議し、補助金の効果検証のために有意義な情報を入力できるように検討されたい。	令和3年度の実績報告において補助対象事業の実績を把握できるよう、補助金の交付先の法人に対し、補助事業に係る実績数値等の関連資料の提出を行うよう依頼を行った。

NO.14	<p>福岡県南地域産業振興事業費補助金 (意見)成果指標について</p> <p>成果指標として、「県の支援により成長産業分野で製品の美用化を実現した開業件数」だけでなく、ハイオ関連産業の売上、ハイオ関連産業の拠点数、ハイオ関連産業の従業員など、補助金の目的が達成できているかどうかを判断できる指標を設定されたい。</p>	<p>成果指標として、「県の支援により成長産業分野で製品の美用化を実現した件数」だけでなく、新たな指標として「県内ハイオ関連産業参画企業数」を設定した。</p> <p>【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
<p>企業立地課</p>		
NO.15	<p>福岡県企業立地促進交付金 (意見)成果の未達成について</p> <p>交付金の成果指標のうち新規雇用計画者数は、令和元年度において、実績人数が1,132人と、目標人数の3,000人を大幅に下回っている。また平成27年度から令和元年度までの各年度の雇用者数についても集計したところ、累計雇用者数は11,822人、年平均2,364.4人ということで、目標の3,000人を下回っている。雇用者数の創出は、当交付金の重要な目標の一つである。雇用者は誘致した企業の業種や規模に左右され、目標を達成できない年度があるのはやむを得ないが、例えば5年間の累計では目標を達成できるようにするなど、企業誘致による県内の雇用者数の確保に努められたい。</p> <p>また技術の進化により、拠点の自動化が進み、省人化が進むことで、一拠点当たり50人という目標が現実的ではなくなる可能性もある。指標については定期的に見直すことについても留意されたい。</p>	<p>雇用者数の創出について、5年間の累計目標達成に向け、引き続き戦略的な企業誘致を行っていく。 また、指標については定期的な見直しを検討する。</p> <p>【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行については、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
<p>観光局観光政策課</p>		
NO.16	<p>福岡県観光推進協議会負担金 (意見)成果指標の設定について</p> <p>当有担金は事務事業評価の対象であった。県内の延べ宿泊者数と入国外国人数だけでなく、協議会の活動に関連した、より具体的な活動指標についても、成果指標として採用することを検討されたい。</p> <p>例えば、福岡県第二次観光指針において設定している、インバウンド協力店登録数や日本人旅行消費単価、HPアクセス数、SNSフォロワー数などが具体的な指標として考えられる。</p> <p>協議会としてのアクションと評価を結び付けることで、その評価結果を次のアクションに繋げることができる。より具体的な評価指標を採用されたい。</p>	<p>令和3年度事務事業評価において、成果指標に「県の観光情報SNSフォロワー数(国内向け)(海外向け)」を追加した。</p> <p>【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
<p>〔各論〕 農林水産部</p>		
<p>農山漁村振興課</p>		<p>講じた措置等</p>
NO.23	<p>中山間地域等直接支払交付金 (意見)実施状況の確認について</p> <p>交付金の交付先である市町村に対して、各農林事務所職員を確認者とする取組活動の実施状況確認を実施している。複数回確認が実施されているが、確認回数に頻回性はない。交付額や交付先等の規模に応じた実施状況を確認することを検討されたい。</p>	<p>令和3年3月に、各農林事務所の担当者を集めた会議において、実施状況確認の水準を高めるための確認事項を徹底するとともに、交付先市町村の規模に応じて、実績報告及び概算払い請求のあった都度、実施状況を確認するよう統一を図った。</p>

経営技術支援課後継人材育成室	
NO.24	福岡県農業次世代人材投資事業費補助金 (意見)農業次世代人材投資資金交付対象者チェックリスト(準備型)について 県は、資金の交付対象者が交付要件を満たしているかチェックリストを用いて確認しうえで、所属長が交付の決定をしているが、現行の様式では、確認を行った県担当者が明確にならない。チェックリストは、金銭を個人に支給する根拠となる重要な手続きであり、担当者を明確にする必要があると考える。
水田農業振興課	
NO.29	農地集積・集約化対策事業費補助金 (意見)事業実施計画の評価について 平成31年度事業実施計画において、目標とする新規借受面積を1,500ヘクタールとしていたが、令和元年度実績は224.7ヘクタールにとどまっている。団体による各年度の集積実績は平成28年度から減少傾向にあり、令和元年度における1,500ヘクタールという目標は、達成が難しいことが想定される。実施計画の妥当性については、目標達成に向けた団体の取組事項の具体性・実現可能性、過去の実績等の検討に基づき慎重に判断できるよう、計画策定前に農業関係団体等への意見聴取等審査の強化を構築された。
林業振興課	
NO.34	福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策(木材産業等競争力強化対策事業) (指摘)交付申請の審査について 交付申請における事業計画では、事業費を借入により賄うこととしているが、それを学証する添付資料では自己資金を充当する前提となっており内容が整合していない。審査の過程で不足する情報または不整合が検出された場合には、計画の修正や、追加情報の提供等を確実に実施されたい。
NO.36	福岡県荒廃森林整備事業交付金 (意見)補助金の申請額の根拠となる資料について 実績報告書において当該申請額の根拠となる資料が添付されているが、要綱で定められた様式においてこのような資料は「関連資料」と記載されている。また、履行確認時に作成される検査調書において「関係書類も整備されており良好」などの記載にとどまっており、具体的にどのような確認が行われたかの記載がない。 交付金の申請額の根拠となる資料については、履行確認時に確認した資料名を具体的に記載し、交付金額が正当な金額であることを明確にするよう改められたい。 また、履行確認時の資料閲覧で補助額の根拠として問題がないのであれば、実績報告書に添付が必要な資料は真に必要な最小限度に統一し、市町村の事務負担軽減を図られたい。
	令和3年4月の担当者会議において、補助金事務を担当する職員に対して、本件の情報を共有し、提出資料の記載内容の確認を徹底するとともに、申請書の内容に不備や不足があった場合は、書類の補正や追加資料の提出を確実に行うよう指導を行った。
	令和3年3月に、各農林事務所に対し、 ①履行確認時に農林事務所が作成する「補助事業等完了確認調書」に、確認した根拠資料を記載すること、 ②実績報告書の添付書類を必要最低限に統一するため、「実績報告書添付書類チェックリスト」を作成すること を通知した。併せて市町村に対して周知を行い、事務処理の改善を図った。

〔各論〕県土整備部

監査の結果及び意見		講じた措置等
河川整備課		
NO.57	<p>都市基盤河川改修事業補助金 (指摘)実績報告書の提出日について 交付要綱に定める期限(事業完了後30日以内)を超過して実績報告書の提出がされている。国の交付要綱に準じて、6月の提出を容認しているとしているものがあったが県の要綱を見直すべきではないが。</p>	<p>都市基盤河川改修事業補助金交付要綱の一部を改正し、実績報告の提出期限を国と同様、「6月末日まで繰り下げることができる」ことを明記した。 ・要綱改正通知日：令和3年3月12日 ・施行年月日：令和3年4月1日</p> <p>【全庁的な取組】 令和3年度に財政課において、本結果の内容を含め補助金等事務の適切な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
砂防課		
NO.58	<p>福岡県急傾斜地崩壊対策事業補助金 (指摘)変更申請の承認時期について 一部の市町村が県への変更申請を行わないまま工事業者との変更契約を締結し、工事完了後に県に変更申請を行い、県はその変更申請の承認を行っている。県は、変更契約の締結前に変更申請が必要である旨の指導を行うべきである。 (意見)変更申請に係る規程の明確化について 一部の市町村は、当初申請の実施期日後に期日の変更延長申請を行っている。補助金交付要綱には延長に係る記載がなく、別途、変更申請に係る規程も存在しない。県は、延長に係る変更申請の提出期限を当初の期限内とすることを明示するため、規程にて明確化することが望ましい。</p>	<p>令和3年4月に変更契約の締結前に変更申請が必要である旨の資料を作成し市町村に発出し、指導を行った。</p> <p>変更申請の提出期限について明確にするため、令和3年12月に福岡県急傾斜地崩壊対策事業補助金要綱を改正した。</p>
	<p>(意見)交付申請の提出部署について 急傾斜地崩壊対策事業補助金交付申請書を知事に提出する必要があるが、提出先が県土整備事務所又は砂防課となっているため、提出先の統一を検討することが望ましい。</p>	<p>令和3年度から交付申請書の提出先を県土整備事務所とすることとし、令和3年4月に市町村に対し周知した。</p>
No.59	<p>福岡県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金 (指摘)補助金交付要綱と事務手続の乖離について 補助金交付要綱の条文において、「建設大臣」との記載が残っており、国の最新の組織体制に係る文言の修正が行われていない。また、要綱で定める様式とは異なる様式を用いて事務手続が行われている。交付要綱について、現状の事務手続に即した見直しを図る必要がある。</p>	<p>福岡県急傾斜地崩壊対策事業補助金要綱について、国の組織体制に係る文言や申請資料の名称について見直しを行い、令和4年3月に要綱を改正した。</p>

水資源対策課水道整備室	
NO.62	福岡県生活基盤施設耐震化等補助金
	(意見)耐震化率の達成状況について 補助金の目標は、水道基幹管路の耐震化率であり、平成30年度における耐震化率は38.8%となっている。令和4年度は35.2%であり、4年間で3.6%の上昇である。令和4年度までに47%の耐震化率を達成することが当補助金の目標として設定されているが、現在のベースであれば、達成は困難である。県の目標である47%は最低限度達成すべき目標であり、可能な限り、50%の達成に向けて努力することが望ましい。
	(意見) 予算書の提出について 補助金の申請書添付資料として歳入歳出予算書の提出を求めているのは、補助金対象事業が、予算措置されているかの確認のためである。 しかし、複数の事業者が事業者全体の予算書を提出し、補助事業の事業は、全体の予算書に含まれているため、提出された予算書を閲覧しても、補助金の対象となる事業が、予算措置されているか確認できなかつた。 また、当補助金の実績報告書の添付資料として歳入歳出決算(見込み)書の提出が求められているのは、報告された事業が実際に行われ、報告された事業費が決算書にも計上されていることを確認するためである。 しかしながら、複数の事業者が事業者全体の歳入歳出決算書を提出していた。補助事業の事業費は全体の決算書に含まれているため、提出された決算書を閲覧しても、実績報告書に記載されている補助事業が実施されたか、事業費が支出されたか確認することができなかつた。 事業者から提出された予算書のみでは、補助金の対象となる事業が予算措置されているか確認できない場合、当該事業者に対し、対象事業に該当する部分の抜粋資料の提出を要望された。 歳入歳出決算(見込み)書は、事業の実績を確認し、補助金を確定するためには必要な資料である。しかし、事業者の歳入歳出決算書では、補助対象事業の支出を確認することができない。抜粋資料を提出していない事業者に対し、補助対象事業の支出が抜粋された資料を提出するように要望された。
	県内水道事業者及び用水供給事業者に対し、会議・協議の場や水道法に基づく立入検査等の機会を通じて、耐震化計画の策定を行い、基幹管路の耐震化を計画的に行うよう助言していく。今年度は13事業者の立入検査を計画しており、9月時点では3事業者に対して立入検査の際に助言を行った。 また、国の交付金制度を活用し、水道事業者等が行う耐震化事業に対する財政支援を行い、耐震化対策を進めていく。R3年度は新たに6事業者が施設の耐震化を行う事業を開始した。
	補助対象事業の支出を確認するため、令和2年度の事業報告において、水道事業者及び用水供給事業者の歳入歳出決算(見込み)書ばかりでなく、補助対象事業の支出が抜粋された資料を提出するよう依頼し、内容の確認を行った。 また、令和3年度事業申請書において、水道事業者及び用水供給事業者から提出される予算書のみでは補助金の対象となる事業が予算措置されているか確認できない場合は、当該事業者に対し、対象事業に該当する部分の抜粋資料の提出を求め、確認を行った。

〔各論〕 建築都市部

監査の結果及び意見		講じた措置等
都市計画課		
NO.48	<p>市街地再開発事業費補助金 (意見)社会資本総合整備計画の目標設定について</p> <p>市街地再開発事業の目的として、木造建造物が密集しており、防災性能が低い市街地を再開発することで、都市機能を更新し、都市防災を向上することを掲げているのであるから、社会資本総合整備計画の目標についても、都市防災などの公益性を考慮した目標の設定が必要である。</p>	<p>再開発事業において、都市防災などの公益性は重要と認識しており、例えば、小倉駅前南口東地区では非常時ににおける避難路の整備を行い、JR久留米駅第二街区においては、非常時ににおける帰宅困難者のために集会所を設けるようにしている。</p> <p>これらのように、地区における従前の建築物の構造、道路新設・拡幅の必要性、付近における避難路や避難所の有無等の事業箇所ごとの事情を踏まえ、都市防災などの公益性を考慮した指標を設定できるように検討することとした。</p>
	<p>(意見)事業の目標未達成について</p> <p>居住者の増加や交通量の増加などを予測する際には、複数のパターンを予測し、いずれかのパターンを採用することとなる。当時の資料はすでに保存期限が過ぎており、どのような目標値を設定したのかは不明であったが、予測の際には、合理的な理由がない限り、人口の減少予測に基づいた最も厳しいパターンを採用すべきである。また事業評価の結果、未達成の状況があれば、次の整備計画に反省を生かし、過度な再開発とならないように留意された。</p>	<p>再開発事業において、人口にかかると目標を設定するには、地域の実情や需要に応じたシミュレーション、国立社会医療・人口問題研究所による人口推計値などを参考とし、そのうえで他地域の事例を収集し、地元市町村と協議を行うことで事業後の指標となる数値が過分とならないようにすることとした。また、小倉駅前南口東地区における未達成の数値については、原因を分析し、次の計画が過度な再開発とならないようにすることとした。</p>
住宅計画課		
NO.47	<p>住宅新築資金等貸付事業利子補給金の関連書類 (意見)住宅新築資金等貸付事業利子補給金の関連書類の簡素化について</p> <p>各起債の支払利子は申請書類の「算出基礎」で把握することができ、また各起債の年度別の利子所要額も「利子補給金算出表」で把握することができる。前年度の決算書や予算書がなくとも、事業の実施可能性は十分に確認できると思われる。前年度の決算書や予算書などの添付書類の省略について検討されたい。</p>	<p>指摘のとおり、前年度の決算書や予算書がなくとも事業の実施可能性は確認できるため、令和2年度分より当該書類の添付については省略した。</p>
	<p>(意見)住宅新築資金等貸付助成事業の実績報告書について</p> <p>実績報告書には、補助対象事業区分別に対象支払額と支払額に対する補助金額を記載した補助金精算調書と市町村の決算数値を記載する決算内訳書が参考資料として添付されている。一部の市町村で「その他国土交通大臣が必要と認める経費」については記載しないことが判明した。「その他国土交通大臣が必要と認める経費」の重要な根拠であり、市町村の財政負担が発生した年度に経理的な処理を行い、決算内訳書に記載することが望ましい。市町村の財政負担発生年度に経理的な処理を行わないのであれば、いつ、どのような経理的な処理を行うのか、その予定について文書を入力することが望ましい。</p>	<p>県としては、「その他国土交通大臣が必要と認める経費」を含めた補助金について、ヒアリング等にて確認を行い、補助金の用途を把握していた。</p> <p>しかしながら、経理的な処理を行い、補助金精算調書と一致する決算内訳書を提出することが望ましいことから、「その他国土交通大臣が必要と認める経費」を決算内訳書に記載するよう文書等にて令和2年9月に各市町村に指導を行った。令和3年度以降も決算内訳書に記載していない市町村に対しては指導を行うこととする。</p>

〔各論〕 教育庁

監査の結果及び意見		講じた措置等
文化財保護課		
NO.56	福岡県文化財保護事業補助金 (意見)添付書類の原本証明について	令和3年度末に福岡県文化財保護事業補助金交付要綱の一部改正を行い、収支予算書及び収支決算書の証明欄を廃止した。 なお、要綱改正について各市町村に通知を行った。 また、添付資料の証明については、各市町村に不要であることを周知した。
	当補助金の申請書には収支予算書が、実績報告書には収支決算書が添付されており、「上記のとおり相違ありません」との市町村長名による証明の文章が記載され、市町村長印が押印されているものが散見された。 このような証明の文章と押印は、必ずしも添付資料の正確性や真実性を担保するものではないが、その証明と押印のための手続には時間と費用がかかっており、効率的な行政を阻害する一因となっている。 実績報告書の収支決算書における市町村長名の証明は、福岡県文化財保護事業補助金交付要綱に規定された様式によるので、要綱を改正し、証明印を削除した様式とされた。また、市町村の条例や規則等に基づかない限り、添付資料に不要な証明の文章を記載し、市町村長印を押印することは避けるように、各市町村に注意喚起された。当然ながら、証明の文章がない事や押印がない事をもって、書類の再提出を県が要望することがないように注意された。	

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和4年4月22日

福岡県労働委員会会長 徳 永 響

氏 名	委嘱年月日	現 職 等	備 考
上 田 竹 志	令和3.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
大 坪 稔	令和3.11.26	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
徳 永 響	令和3.11.26	弁護士	同上
所 浩 代	令和3.11.26	福岡大学大学院法学研究科教授	同上
服 部 博 之	令和3.11.26	弁護士	同上
丸 谷 浩 介	令和3.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	同上
森 裕 美 子	令和3.11.26	弁護士	同上
金 光 千 春	令和3.11.26	福岡県教職員組合特別執行委員	現労働者委員
桑 原 忠 志	令和3.11.26	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
先 川 勇 司	令和3.11.26	九州電力労働組合本店支部執行委員長	同上
島 添 幹 子	令和3.11.26	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
高 田 章 男	令和3.11.26	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会書記長	同上
藤 田 桂 三	令和3.11.26	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
吉 村 淳 治	令和3.11.26	自動車総連福岡地方協議会議長	同上
有 馬 紀 顕	令和3.11.26	福岡県経営者協会顧問	現使用者委員
内 場 千 晶	令和3.11.26	株式会社九電工理事ダイバーシティ推進室長	同上
熊 手 艶 子	令和3.11.26	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上

竹 内 直 行	令和3.11.26	株式会社井筒屋本店CS統括部マネージャー	同上
中 村 年 孝	令和3.11.26	福岡県経営者協会専務理事	同上
吉 村 達 也	令和3.11.26	博多バスターミナル株式会社代表取締役社長	同上
和 田 金 也	令和3.11.26	株式会社岩田屋三越取締役執行役員総務・経営企画部長	同上
山 下 昇	令和3.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	前公益委員
隈 本 泰 清	令和3.11.26	UAゼンセン福岡県支部顧問	前労働者委員
谷 川 由 利 子	令和3.11.26	総合メディカル株式会社取締役常務執行役員	前使用者委員
宮 田 克 彦	令和3.11.26	西日本鉄道株式会社顧問	同上
白 鳥 義 文	令和4.4.8	福岡県労働委員会事務局局長	
山 本 隆 二 郎	令和3.11.26	福岡県労働委員会事務局次長（兼）審査課長	
野 田 勝 宏	令和4.4.8	福岡県労働委員会事務局調整課長	